A stylized graphic featuring a pencil with a yellow body and a pink eraser, positioned diagonally. Behind the pencil are several sheets of paper, with the top sheet being bright green and the others in shades of green and blue. The entire graphic is set against a light blue background.

神奈川県

被災住宅再建支援マニュアル

平成27年4月

(平成28年5月一部改正)

神奈川県公共住宅供給推進協議会

目 次

第1部 被災住宅再建支援業務担当者用マニュアル	5
Ⅰ マニュアルの概要	6
1 目的	6
2 適用	7
3 支援内容	7
4 構成	7
5 マニュアルの利用	7
ア 第1部「被災住宅再建支援業務担当者用マニュアル」の利用	7
イ 第2部「被災住宅再建の手引案」の利用	8
Ⅱ 被災住宅再建・支援に係る相談関連事務の流れ	9
1 建築士による被災住宅再建相談（建替え、修繕、損壊状況等に係る相談）	11
ア 窓口相談の実施準備（災害発生～相談窓口設置前）	11
イ 窓口相談の実施（窓口相談開始～窓口相談終了）	15
ウ 事業費の確保と精算	19
2 （独）住宅金融支援機構による被災住宅再建相談（災害復興融資相談、支援機構融資に係る返済相談等）	27
ア 窓口相談の実施準備（災害発生～相談窓口設置前）	27
イ 窓口相談の実施（窓口相談開始～窓口相談終了）	31
3 「被災住宅再建の手引」の作成及び配架等	39
Ⅲ 被災住宅再建支援策及び関連施策の概要	41
1 被災住宅再建支援策等の一覧	41
2 各被災住宅再建支援策の概要	42
3 その他、住宅の確保策の概要	49
4 その他関連施策の概要	51
Ⅳ 被災住宅再建相談質疑応答集	53
Ⅴ 参考資料	60
1 法令等	60
2 災害相談の実施	72
3 協定書	74
4 連絡先一覧	79

第2部 「被災住宅再建の手引」案（別冊）

- I 被災住宅再建支援策等の選択のための流れ図
- II 被災住宅再建支援策及び関連施策の概要

第1部 被災住宅再建支援業務担当者用マニュアル

I マニュアルの概要

1 目的

大規模災害が発生したとき、県及び市町村等が行う住宅の応急対策をまとめると、おおむね図1のとおりとなります。

本マニュアルは、被災者に対して迅速に相談による支援を行うことを目的としており、相談窓口の設置や被災住宅再建に係る情報の提供等について、県、市町村、各協力団体との役割分担および支援の流れ、方法等について整理したものです。

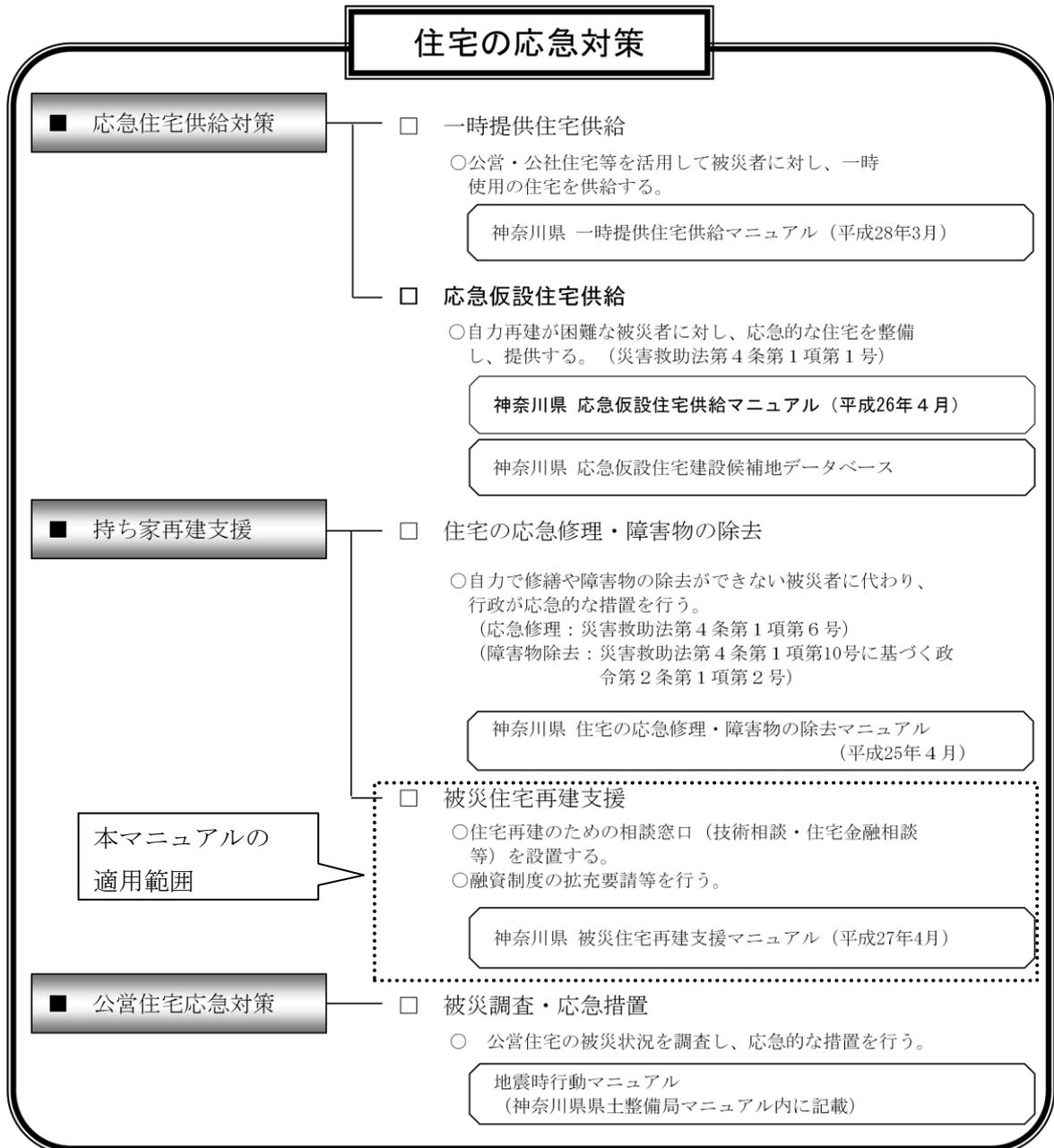


図1 住宅の応急対策の種類

2 適用

本マニュアルは、原則として災害救助法が適用されるような大規模災害が発生したときに適用し、県・市町村・各関係機関が連携して、災害により住宅に被害を受けた被災者に対して、住宅の再建を行うための相談業務等（以下、住宅再建支援相談）を実施する体制を整理しています。

なお、災害の状況、執行体制等により、このマニュアルによる対応が困難と判断される場合には、関係機関と連携を図りながら状況に応じ、適宜対応します。

3 支援内容

災害により住宅に被害を受けた被災者に対して、専門家による窓口相談を実施します。住宅の建替えや修繕、損壊状況等に関する相談は、一般社団法人 神奈川県建築士会（以下、（一社）県建築士会）から派遣される建築士（以下、建築士）が行います。また、再建に係る融資等の資金に関する相談は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下、（独）支援機構）の職員（以下、機構職員）が行います。これらの相談業務は、県と各団体が締結している協定に基づき行われるものです。

市町村は、これらの相談窓口の設置場所を確保するとともに、被災者に対し、被災住宅再建に係る情報の提供を行います。県では、市町村からの被害情報等の報告を受けて被災住宅再建支援の実施計画を作成し、各関係団体への協力要請および連絡調整を行います。

4 構成

本マニュアルの構成は、次のとおりとなっています。

「第1部 被災住宅再建支援業務担当者用マニュアル」

- I マニュアルの概要
- II 被災住宅再建支援に係る相談関連事務の流れ
- III 被災住宅再建支援策及び関連施策の概要
- IV 被災住宅再建相談質疑応答集
- V 参考資料

「第2部「被災住宅再建の手引」案」

- (1) 被災住宅再建支援策等の選択のための流れ図
- (2) 被災住宅再建支援策及び関連施策の概要

5 マニュアルの利用

ア 第1部「被災住宅再建支援業務担当者用マニュアル」の利用

本マニュアルに記載されている「被災住宅再建支援に係る相談事務の流れ」を参考に、発災後の相談窓口の設置及び建築士・機構職員による窓口相談を行います。

【根拠】 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）第4章第11節第2項

神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）第2編第3章第14節第2項

イ 第2部「被災住宅再建の手引案」の利用

本マニュアルに記載されている「被災者のための被災住宅再建支援策等選択のための流れ図」、「被災住宅再建支援策及び関連施策の概要」、「参考資料」の抜粋等により、県及び市町村単位で「被災住宅再建の手引」を作成し、同手引の配付、ホームページ掲載などにより、住宅再建に係る情報を提供することで、被災者の住宅再建を支援します。

II 被災住宅再建・支援に係る相談関連事務の流れ

災害発生後、県、市町村、（一社）県建築士会および（独）支援機構が協力し、図2のように相談体制を整えます。

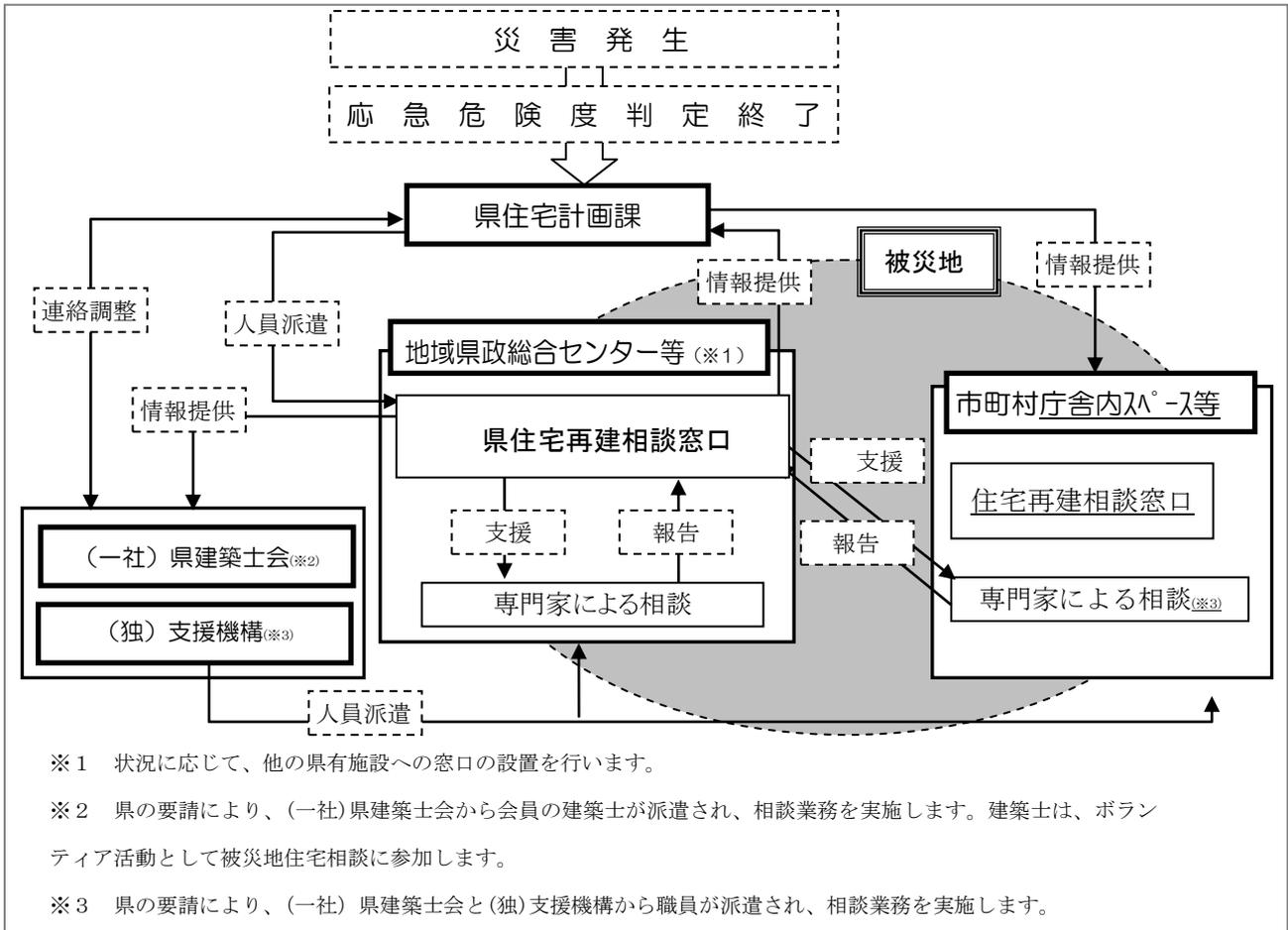


図2 被災住宅再建に係る専門家による相談体制のイメージ

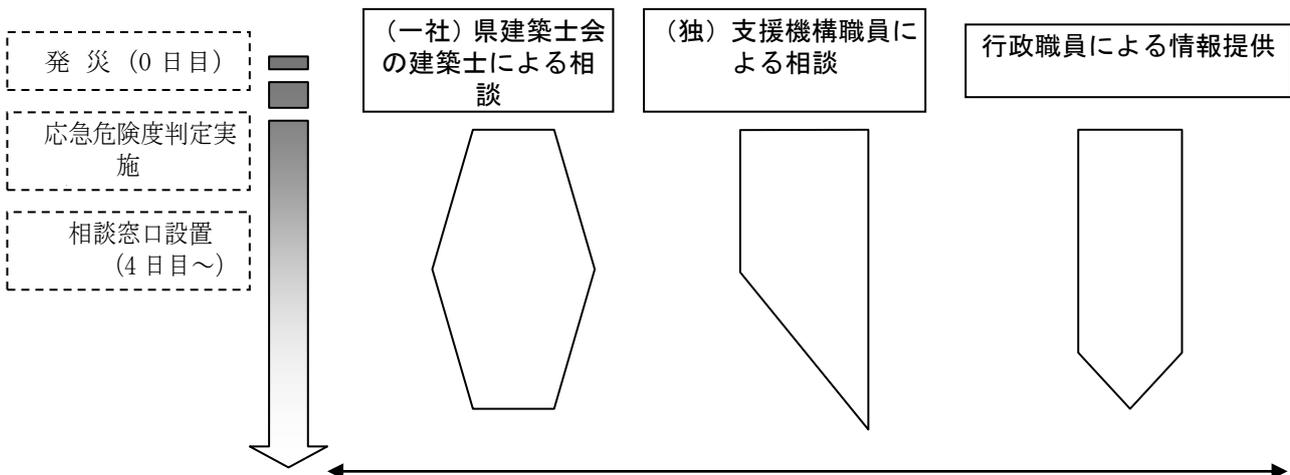
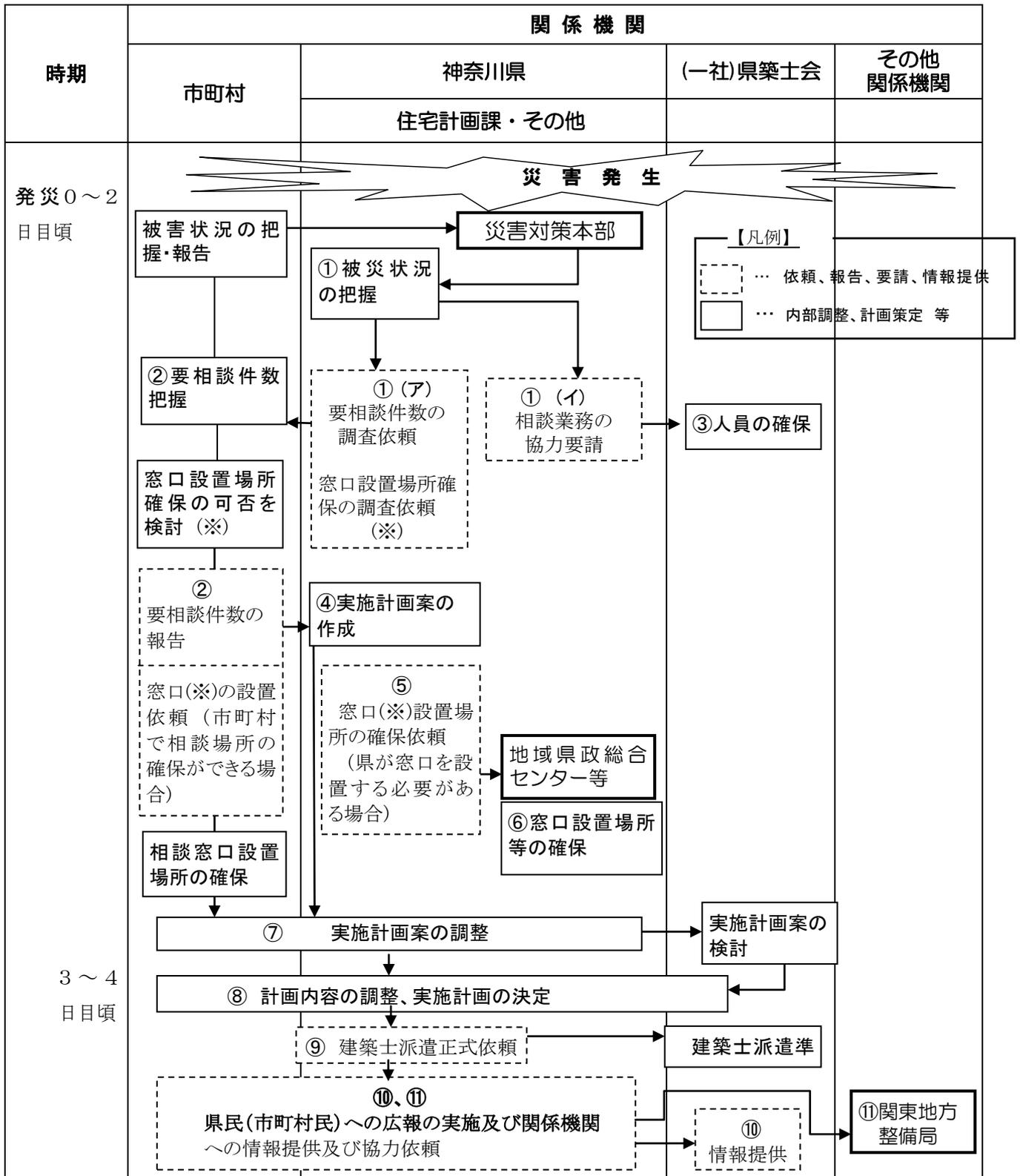


図3 相談の時間推移のイメージ



(※) 県の要請により、(一社)県建築士会会員が行う相談の窓口

図4 建築士による窓口相談の実施準備（災害発生～相談窓口設置前）

1 建築士による被災住宅再建相談（建替え、修繕、損壊状況等に係る相談）

ア 窓口相談の実施準備（災害発生～相談窓口設置前）

被災住宅の建替えや修繕、損壊状況等に関して（一社）建築士会の行う相談業務について、災害発生から窓口設置までの間の、関係機関の役割と、相談実施の手順を①～⑩に示します。これらの業務の流れは図4のように整理されます。

- ① **県住宅計画課**は、県災害対策本部が取りまとめた市町村別の被害状況を基に、相談業務の実施準備を次のように進めます。
- (ア) 市町村に住宅相談の必要見込み件数（要相談件数）、庁舎等の市町村施設（以下、市町村庁舎等）での窓口設置場所の確保の可否の調査を依頼します。
 - (イ) （一社）県建築士会に、最新の被災状況を連絡するとともに、住宅相談業務実施に向けた人員の確保について協力を要請します。

< 県・市町村の役割分担 >

市町村：窓口設置場所の確保

県：建築士の派遣、窓口での相談等、関係機関との連絡調整

< 窓口設置場所について >

市町村災害対策本部（応急危険度判定実施本部）であり、罹災証明発行や、住宅応急に関する他各種制度の窓口である市町村に、再建支援の相談窓口を設置することにより、被災者に対する便宜を図ります。また、相談窓口は、住宅の応急修理・障害物の除去の受付窓口等の他の相談とも併設するなど、各種相談窓口を近接させ、被災者の便宜に努めます。

- ② **市町村**は、最新の被災状況等を基に、要相談件数を把握し、県に報告するとともに、窓口設置の準備を行います。
- (ア) 要相談件数を県住宅計画課に報告します。
 - (イ) 庁舎内等の市町村施設に相談窓口設置場所の確保を行います。ただし、市町村の庁舎内等での場所の確保が困難な場合は、県政総合センター等の県の施設等に場所を確保します。（⑤参照）
 - (ウ) 県住宅計画課に相談窓口設置（建築士派遣）を依頼します。
- ③ **（一社）県建築士会**は、県から提供された情報を基に、災害規模に応じた人員の確保を行います。

＜災害の規模と人員確保の範囲＞

- ・被害が局地的で、かつ住宅の被害数も少ない場合 → 県内で確保
- ・半壊以上の住宅被害が5千戸以内で、県内のみでは十分な人員が確保できない場合
→ 関東甲信越建築士会ブロック会の建築士会に依頼。被害が拡大する場合は、より広範囲で派遣依頼
- ・半壊以上の住宅被害が5千戸以上で、全国的な対応が必要な場合
→ （公社）日本建築士会連合会に、派遣依頼

- ④ **県住宅計画課**は、市町村からの報告事項等を基に、実施計画【様式2】（案）（1か月分）を作成します。

＜実施計画案作成に当たっての方針＞

- ・相談業務に対応できる建築士に限りがある初期段階においては、住宅の被災状況を考慮して、人員を配置します。

- ⑤ **県住宅計画課**は、市町村庁舎内等に相談窓口の場所の確保ができない場合、または県が相談窓口を設置する必要がある場合は実施計画案に基づき、住宅相談実施予定の県施設管理者等（以下この項中では「県施設管理者等」という。）に対して、相談実施場所の確保を依頼します。

- ⑥ **県施設管理者等**は、依頼を受けて相談実施場所等を確保し、確保できた段階で県住宅計画課に報告します。このとき、相談窓口は、できるだけ、他の相談業務実施場所に近い場所に設置します。

- ⑦ **県住宅計画課**は、市町村と調整して実施計画（案）を作成します。その後、（一社）県建築士会に、被災住宅再建相談業務の実施について【様式1】及び実施計画（案）を送付し、実施計画案の調整を依頼します。

- ⑧ **県住宅計画課**と（一社）**県建築士会**は、確保できた人員の状況を基に実施計画を調整し、結果について市町村へ意見照会します。調整結果は、相談業務の実施について（回答）【様式3】と、必要に応じて修正を加えた実施計画により双方で確認します。その上で、県住宅計画課は実施計画を決定します。

- ⑨ **県住宅計画課**は、（一社）**県建築士会**に対して、建築士の派遣を正式に依頼します。

- ⑩ **県住宅計画課**は、被災住宅再建の窓口相談の実施を、県ホームページへの掲載、ちらしの配布、県広報紙への掲載、県お知らせ番組での告知などにより、被災者への周知を図るとともに、市町村にも広報の実施等について協力を求めます。
また、広報の実施状況について、（一社）**県建築士会**に情報提供します。

- ⑪ **県住宅計画課**は、実施計画の内容を、市町村及び災害対策本部県土整備部指揮本部会議を通して県災害対策本部に報告するとともに、県災害対策課、県施設管理者等、関東地方整備局建政部住宅整備課に、実施計画の内容について情報提供します。

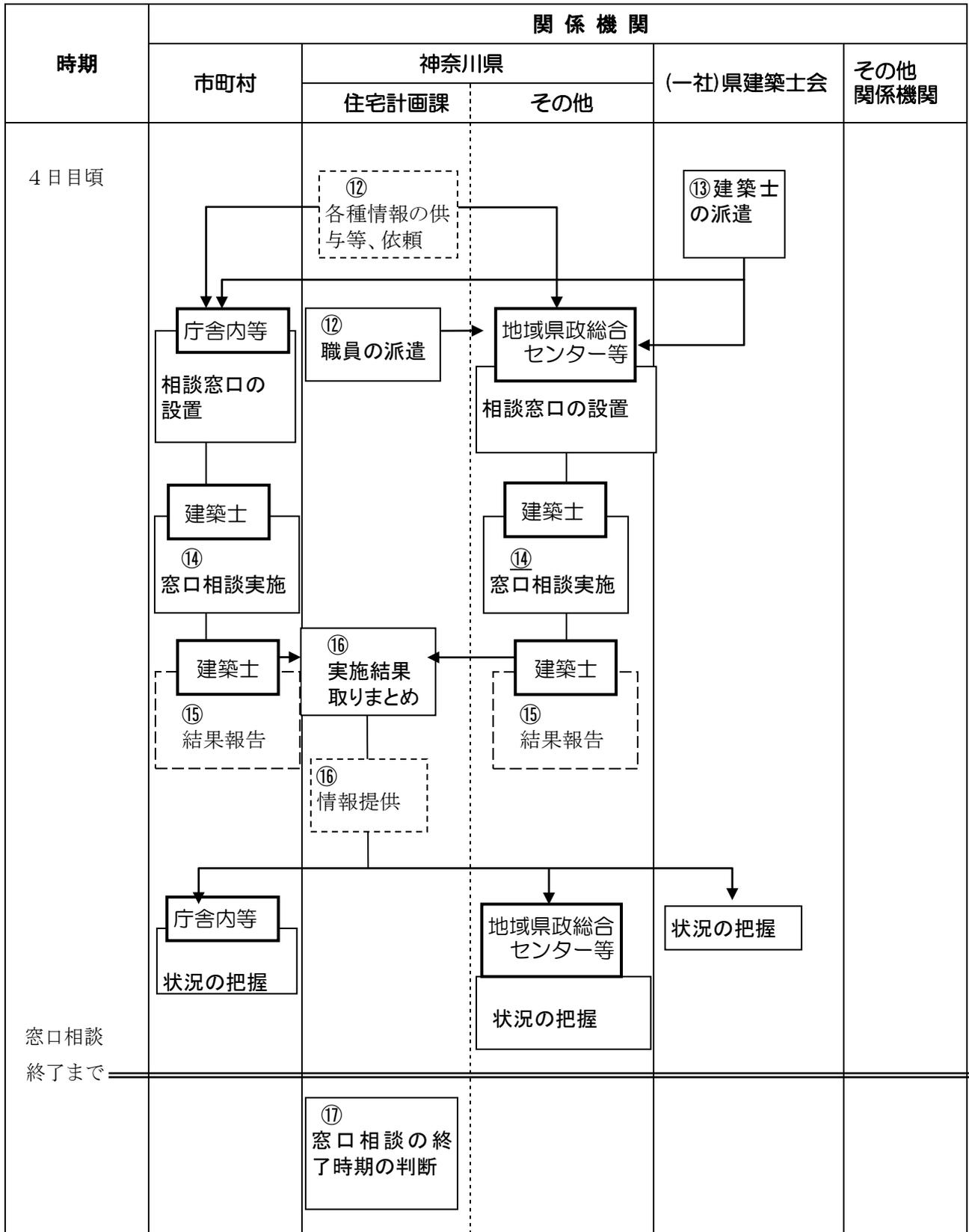


図5 建築士による窓口相談の実施（窓口相談開始～窓口相談終了まで）

イ 窓口相談の実施（窓口相談開始～窓口相談終了）

被災住宅の建替えや修繕、損壊状況等に関する、窓口相談の開始から終了までの間の、関係機関の役割と、相談実施の手順を⑫～⑰に示します。これらの業務の流れは図5のように整理されます

- ⑫ **県住宅計画課**は、窓口相談の円滑実施ができるように、現地の被災状況についての情報提供を、市町村及び県施設管理者等に協力依頼します。また、相談業務を円滑に実施するため、職員を地域県政総合センター等に派遣します。
- ⑬ **（一社）県建築士会**は、実施計画に基づき、建築士を市町村庁舎内や地域県政総合センターにある窓口相談の実施場所（以下この項中では「相談実施場所」という。）に派遣します
- ⑭ **建築士**は、相談実施場所で参考となる被災情報等を入手し、次の実施方法により窓口相談を実施します。なお、（独）支援機構による融資等に関する相談窓口も併設されます。

<窓口相談等の実施方法>

(ア) 相談実施場所で、地図、このマニュアル、被災住宅再建相談業務実施整理票【**様式4**】（以下、実施整理票）、その他参考情報を受け取り、窓口相談を実施します。

(イ) 相談の内容

- ・建替え及び修繕に関する相談
- ・応急危険度判定の結果及び損壊状況に関する相談

なお、罹災証明等の行政に関する相談及び住宅金融に関する相談は、質疑応答集（「**Ⅳ 被災住宅再建相談質疑応答集**」）を参考にして対応し、それでも不足な場合は、該当する窓口を紹介します。

(ウ) 相談実施の際は、まず、相談者に相談結果は市町村等と共有する旨を説明した上で、署名をしてもらい、相談内容を実施整理票に記録します。

(エ) 相談は、窓口で行うことを基本としますが、内容によって現地調査が必要と判断される場合は、建築士が相談者とともに現地に行き、状況を確認します。

(オ) 相談の内容が人命に影響するなど、特に緊急性のあるものについては、県住宅計画課（電話（045）210-6539）に連絡します。

(カ) 1日の相談業務が終了した際には、実施整理票により、県住宅計画課に実施状況を報告します。このとき、（イ）で別の相談窓口を紹介したものについては、実施整理票を別束にし、相談内容が円滑に引き継げるようにします。

- ⑮ **建築士**は、実施整理票を取りまとめ、被災住宅再建相談業務実施報告書【**様式5**】（以下、実施報告書）をつけて、FAX等（状況により、電子メール）により、県住宅計画課（FAX（045）210-8889）に報告します。
- ⑯ **県住宅計画課**は、建築士からの実施整理票及び実施報告書を、相談者の住所地を所管する市町村（連絡先一覧 参照）及び（一社）県建築士会（FAX（045）201-0784）、地域県政総合センター等へ情報提供します。

- ⑰ 窓口相談等の終了時期については、相談件数等の状況を踏まえて**県住宅計画課**が判断して決め、（一社）県建築士会、市町村、地域県政総合センター等へ速やかに通知します。
なお、判断の目安は、次のとおりです。

<窓口相談等の終了時期に係る判断の目安>

- ・ 1日の相談件数が、直近7日間の平均で5件を下回ったとき
- ・ 当該地区に神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会※による相談窓口が設置され、県建築士会の協力により県住宅計画課が実施する窓口相談等業務を終了しても、影響が少ないと見込めるとき

※ 神奈川県行政書士会、神奈川県司法書士会、神奈川県社会保険労務士会、神奈川県土地家屋調査士会、神奈川県建築士会、神奈川県建築士事務所協会、神奈川県不動産鑑定士協会、日本建築家協会神奈川、東京地方税理士会、日本公認会計士協会神奈川県会、横浜弁護士会で構成する協議会

災害発生直後には、交通機能等の障害や情報の錯綜が予想されますが、このような状況下に、最寄の公共機関で、各種の手続きや相談を行える体制とすることで、住民の不安や不便を軽減することに寄与します。

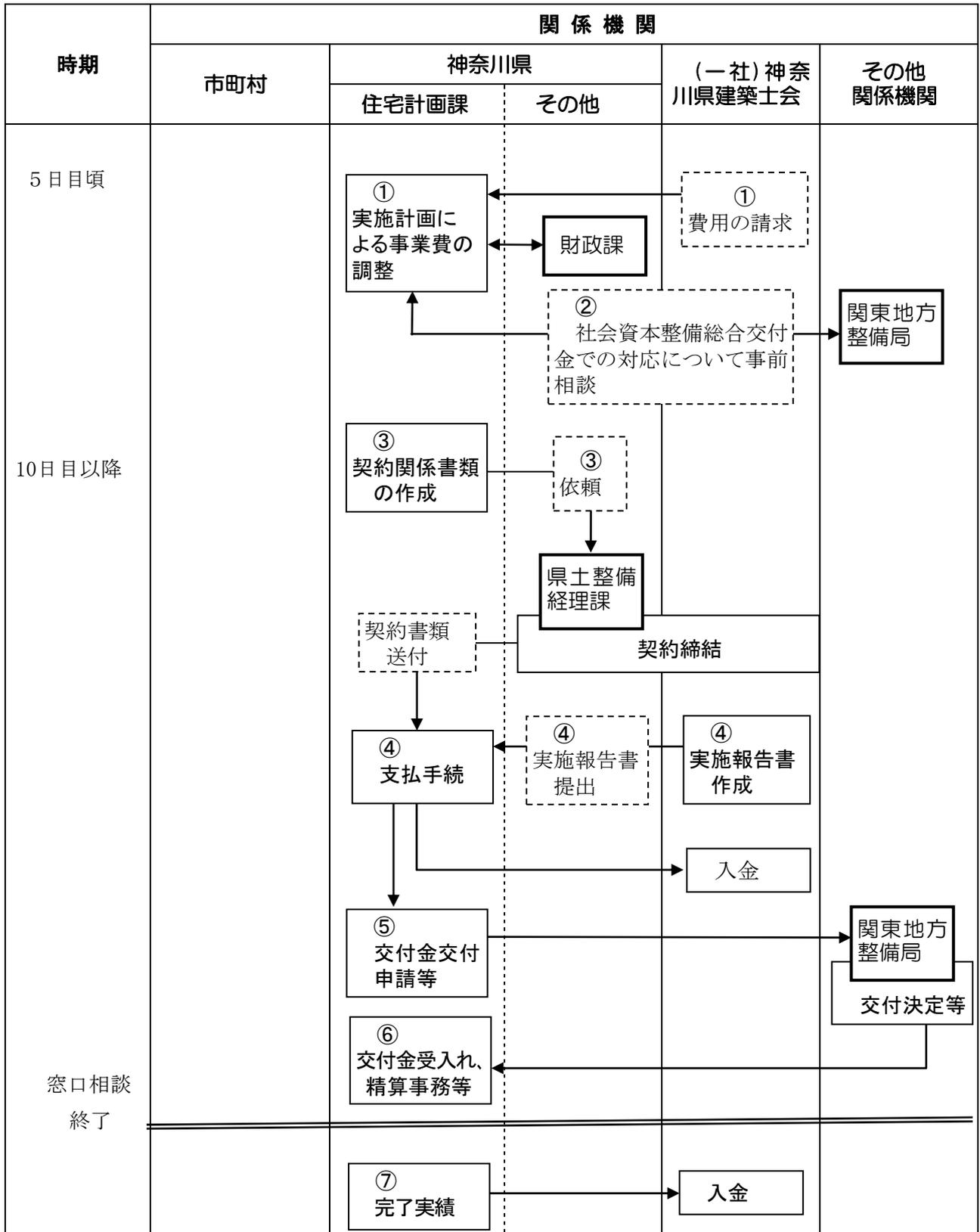


図6 事業費の確保と清算

ウ 事業費の確保と精算

(一社)建築士会の行う相談業務には、県の要請により(一社)建築士会から派遣された会員の建築士が、ボランティア活動として参加します。活動に係る費用は、参加する建築士の自己負担や、関東甲信越建築士会ブロック会の積立金からまかなわれます。ただし、相談業務の実施に際し、特別な事情により建築士派遣に係る費用の支払いが認められる場合は、次の①～⑦の手順（図6）で事業費の清算を行います。

- ① **県住宅計画課**は、被災住宅再建相談業務の実施に際し、期間が長期にわたるなどにより、(一社)県建築士会から建築士派遣に係る費用の請求がある等、事業費を確保する必要がある場合には、県財政課と事業費の調整を行います。
- ② **県住宅計画課**は、建築士派遣に係る事業費については、国土交通省関東地方整備局に対し、施越承認※により事業実施できるよう依頼します。

※ 災害復旧工事等緊急を要する事業で補助金等の交付決定をまって実施することが必ずしも適当と認められないものについては、あらかじめ主務大臣の承認を受けて事業を実施し、施行済みの事業について交付金等の交付申請を行うことができるという例外的措置(社会資本整備総合交付金の提案事業にて実施予定)

- ③ ①及び②の調整結果を踏まえ、**県住宅計画課**で契約関係書類を作成し、県土整備経理課に契約事務を依頼します。
- ④ 窓口相談等における被災住宅再建相談業務の実施状況について、(一社)県建築士会から、**【様式6】**により報告を受け、**県住宅計画課**は支払手続をとります。
- ⑤ **県住宅計画課**は、社会資本整備総合交付金について、先に関東地方整備局と調整した時期に合わせて、地域住宅計画(神奈川県地域)を変更し、提案事業に被災住宅再建相談業務を加えるとともに、社会資本整備総合交付金の交付申請手続をとります。
- ⑥ 以降の事務としては、関東地方整備局の指示に従い、交付金の受入れ、精算事務を行います。
- ⑦ 窓口相談が終了した後、完了実績について上記⑤～⑥の手続きの上、最終清算を行います。

（参考）各種様式

【様式1】

平成 年 月 日

一般社団法人神奈川県建築士会会長様

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課長
（公 印 省 略）

被災住宅再建相談業務の実施について（依頼）

平成 年 月 日に発生した〇〇災害により、多くの住宅に被害が発生したことから、被災住宅再建相談業務の実施に当たり、建築士の派遣をお願いします。

なお、派遣スケジュールとしては、別添「被災住宅再建相談業務 実施計画書（案）」のとおりを想定していますが、貴会の状況を踏まえ、 月 日までに実施計画書を送付してください。

（ 問い合わせ先
住宅企画グループ 〇〇
電話
ファクシミリ
電子メール ）

被災住宅再建相談業務 実施計画書 （ 月分）

派遣先				実施日 及び 実施曜日	派遣 人数
名称		電話	() -	日 曜日	
住所					
名称		電話	() -	日 曜日	
住所					
名称		電話	() -	日 曜日	
住所					
名称		電話	() -	日 曜日	
住所					
名称		電話	() -	日 曜日	
住所					
名称		電話	() -	日 曜日	
住所					
名称		電話	() -	日 曜日	
住所					
名称		電話	() -	日 曜日	
住所					
名称		電話	() -	日 曜日	
住所					
名称		電話	() -	日 曜日	
住所					

平成 年 月 日

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課長様

一般社団法人神奈川県建築士会会長

被災住宅再建相談業務の実施について（回答）

このことについて、別添「被災住宅再建相談業務 実施計画書（ 月分）」のとおり実施
します。

問い合わせ先
担当 ○○
電話
ファクシミリ
電子メール

被災住宅再建相談業務 実施整理票

相談業務取りまとめ所属名

担当相談員氏名

相談実施 状況	年月日	年	月	日		
	相談実施 場所					
相談 者	氏名			印	電話番号	() -
	住所					
<p>〈相談を受けられる皆様へ〉</p> <p>※ 太枠の中に、お名前と御住所を記入してください。</p> <p>※ 自署した場合は、押印は不要です。</p> <p>※ 本整理票に記載された情報は、相談業務の円滑実施などのため、神奈川県及び関係市町村並びに神奈川県の災害協力協定の締結先である一般社団法人神奈川県建築士会及び独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店において共有させていただきますので、御了承ください。</p>						
相談内容						
対応						

平成 年 月 日

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課長様

一般社団法人神奈川県建築士会会長

被災住宅再建相談業務の実施状況について（報告）

このことについて、 月 日から 月 日までの実施状況について、別添「被災住宅再建相談業務 実施報告書」のとおり報告します。

問い合わせ先
担当 ○○
電話
ファクシミリ
電子メール

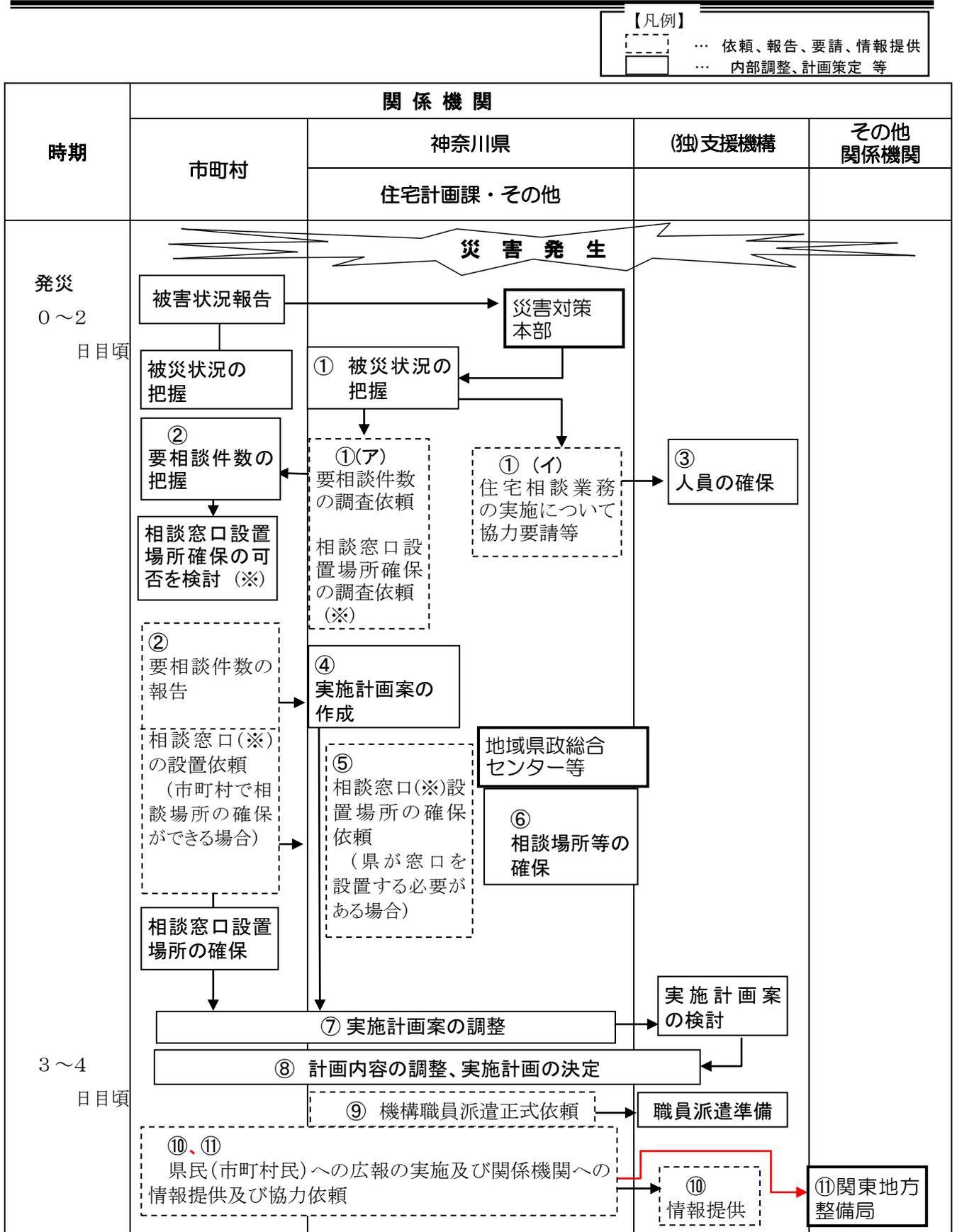


図7 窓口相談の実施準備（災害発生～相談窓口設置前）

2 （独）住宅金融支援機構による被災住宅再建相談（災害復興融資相談、支援機構融資に係る返済相談等）

ア 窓口相談の実施準備（災害発生～相談窓口設置前）

被災住宅の再建のための融資や返済等に関する（独）住宅金融支援機構（以下、（独）支援機構）の行う相談業務について、災害発生から窓口設置までの間の、関係機関の役割と、相談実施の手順を①～⑩に示します。これらの業務の流れは図7のように整理されます。

- ① **県住宅計画課**は、県災害対策本部が取りまとめた市町村別の被害状況を基に、住宅相談業務の実施準備を進めます。
 - (ア) 市町村に住宅相談の必要見込み件数（以下、要相談件数）と、庁舎等の市町村施設（以下、市町村庁舎内等）での相談窓口設置場所の確保の可否について、調査を依頼します。なお、相談窓口は、原則として（一社）県建築士会の行う相談業務の窓口と併設するものとします。
 - (イ) （独）支援機構に、最新の被災状況を連絡するとともに、住宅相談業務実施に向けた人員の確保について協力を要請します。
 - (ウ) （独）支援機構から災害融資の適用等の関係で、県のホームページで公開されている情報以外のことで照会があった場合には、県住宅計画課で把握している範囲で情報を提供します。
- ② **市町村**は、最新の被災状況等を基に、要相談件数を県住宅計画課に報告するとともに、市町村庁舎内等での窓口相談設置場所の確保が可能な場合は、場所を確保するとともに、県住宅計画課に（独）支援機構の職員（以下、機構職員）の派遣を依頼します。
- ③ **（独）支援機構**は、県から提供された情報を基に、災害規模に応じた人員の確保を行います。
- ④ **県住宅計画課**は、市町村からの報告事項を基に、実施計画【様式8】案（1か月分）を作成します。

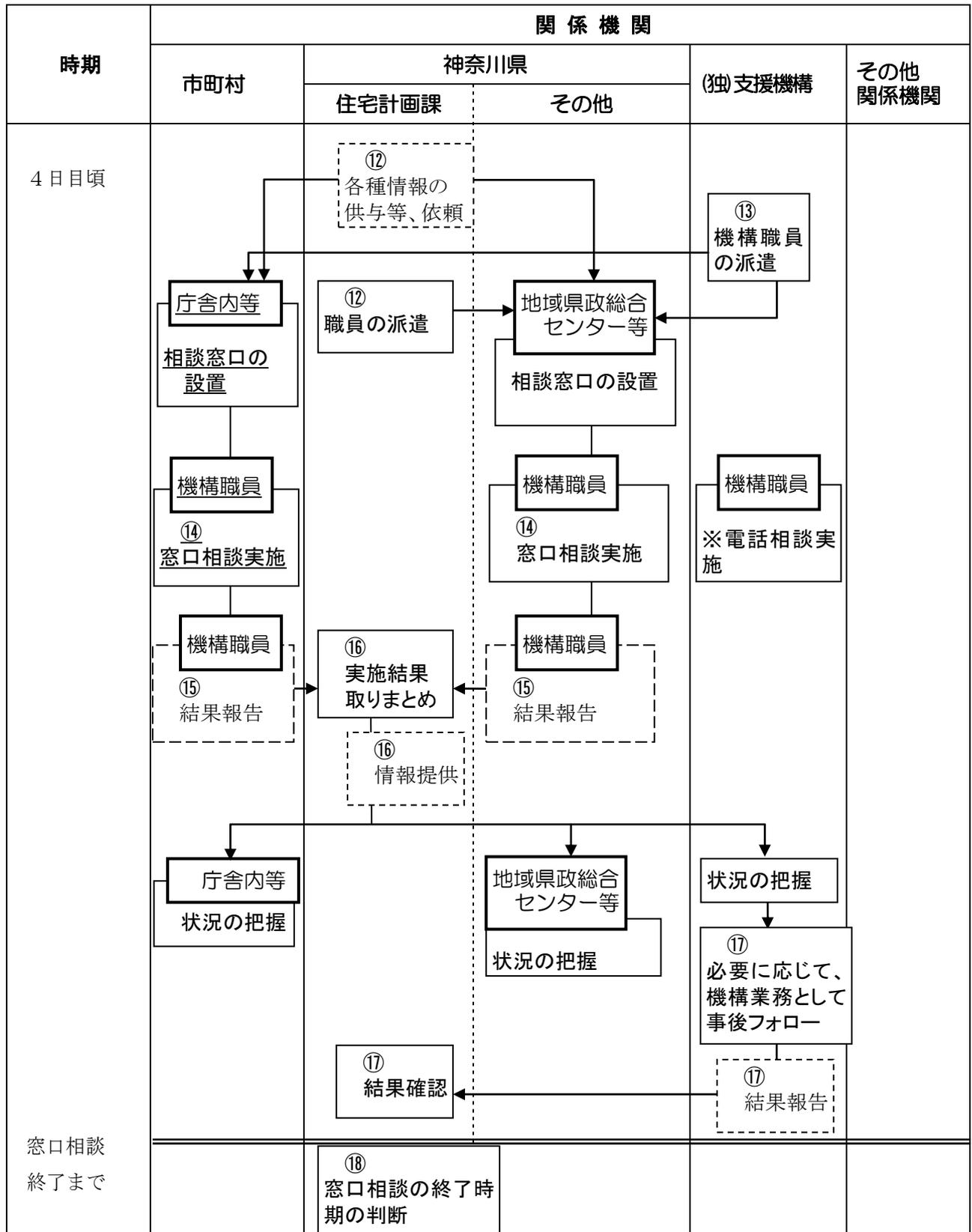
<実施計画案作成に当たっての方針>

- ・ 相談業務の実施箇所は、原則として、（一社）県建築士会の協力で実施する窓口相談の実施場所に併設します。
- ・ ただし、市町村からの情報等により、（独）支援機構が単独で相談窓口を設置する必要があるときは、罹災証明などの行政相談窓口と併設します。
- ・ マンション建替え相談については、地域県政総合センターや市町村等を中心に、マンション被害の状況を勘案して相談日数を割り振ります。

- ⑤ **県住宅計画課**は、市町村庁舎内等に窓口相談の場所の確保ができない場合や、県が相談窓口を設置する必要がある場合は、実施計画案に基づき、住宅相談実施予定の県施設管理者等（以下この項中では「県施設管理者等」という。）に対して、相談実施場所の確保を依頼します。相談窓口は、住宅の応急修理・障害物の除去の受付窓口と併設するなど被災者の便宜に努めることとします。
- ⑥ **県施設管理者等**は、依頼を受けて相談実施場所を確保し、確保できた段階で県住宅計画課に報告します。このとき、窓口相談の実施場所は、できるだけ、他の相談業務実施場所に近い場所に設置します。
- ⑦ **県住宅計画課**は、被災住宅再建支援相談業務の実実施計画書（以下、実施計画）（案）【様式

8】を作成します。その後、(独)支援機構に、実施依頼【様式7】及び実施計画(案)を送付し、実施計画案の調整を依頼します。

- ⑧ **県住宅計画課**と**(独)支援機構**は、人員の状況を基に実施計画を調整し、結果を市町村へ意見照会します。調整結果は、被災住宅再建相談業務の実施について【様式9】と必要に応じて修正を加えた実施計画により双方で確認した上で、**県住宅計画課**は実施計画を決定します。
- ⑨ **県住宅計画課**は、(独)支援機構・首都圏支店に対して、機構職員の派遣を正式に依頼します。
- ⑩ **県住宅計画課**は、事業の実施を、県ホームページへ掲載、ちらしの配布、県広報紙への掲載、県お知らせ番組での告知などにより、被災者への周知を図るとともに、市町村にも広報の実施等について協力を求めます。
また、広報の実施状況について、(独)支援機構に情報提供します。
- ⑪ **県住宅計画課**は、実施計画の内容を、災害対策本部県土整備部指揮本部会議を通して県災害対策本部に報告するとともに、県災害対策課、県施設管理者等、市町村、関東地方整備局住宅整備課に、実施計画の内容について情報提供します。



※(独)支援機構は、別途、電話相談窓口を開設する場合があります。

図8 窓口相談の実施（窓口相談開始～窓口相談終了）

イ 窓口相談の実施（窓口相談開始～窓口相談終了）

被災住宅の再建のための融資や返済等に関する(独)住宅金融支援機構の行う相談業務について、窓口相談を開始してから、終了するまでの間の、関係機関の役割と、相談実施の手順を⑫～⑬に示します。これらの業務の流れは図8のように整理されます。

- ⑫ **県住宅計画課**は、窓口相談等の円滑実施ができるよう、現地の被災状況などの情報提供について、市町村及び県施設管理者等に協力依頼します。また、相談業務を円滑に実施するため、職員を地域県政総合センター等に派遣します。
- ⑬ **(独)支援機構**は、実施計画に基づき、機構職員を地域県政総合センターや市町村庁舎内等にある窓口相談等の実施場所（以下この項中では「相談実施場所」という。）に派遣します。
- ⑭ **機構職員**は、相談実施場所で参考となる被災情報等を入手し、窓口相談を実施します。なお、原則として建築士による相談窓口も併設します。

＜窓口相談等の実施方法＞

- (ア) 相談実施場所で、地図、このマニュアル、被災住宅再建支援相談業務実施整理票【様式10】（以下、実施整理票）、その他参考情報を受け取り、窓口相談を実施します。
- (イ) 窓口相談等に当たっては、次の相談を行います。なお、罹災証明等の行政に関する相談は、質疑応答集（「IV 被災住宅再建相談質疑応答集」）を参考にして対応し、それで不足な場合は、該当する相談窓口を紹介します。
- ・災害復興住宅融資
 - ・住宅金融支援機構融資に係る返済相談
 - ・マンション建替えに係る融資
- (ウ) 相談実施の際は、まず、相談者に相談結果は市町村等と共有する旨を説明した上で、署名をしてもらい、相談内容を実施整理票に記録します。
- (エ) 1日の相談業務が終了した際には、整理票により、地域県政総合センター等に派遣されている県住宅計画課職員に実施状況を報告します。
- このとき、(イ)で別の相談窓口を紹介したものについては、実施整理票を別束にし、相談内容が円滑に引き継げるようにします。

※(独)支援機構は、別途、電話相談窓口を開設する場合があります。

- ⑮ **機構職員**は、実施整理票を取りまとめ、被災住宅再建支援相談業務実施報告書【様式11】（以下、実施報告書）をつけて、FAX等（状況により、スキャナーで電子ファイルにして、電子メールにより送付することも想定。以下同じ）により、県住宅計画課（FAX（045）210-8889）に報告します。
- ⑯ **県住宅計画課**は、機構職員からの実施整理票及び実施報告書を、相談者の所在地を所管する市町村（連絡先一覧参照）及び(独)支援機構（首都圏支店：FAX（045）290-8851）、地域

県政総合センター等へ情報提供します。

- ⑰ **(独)支援機構**は、窓口相談等の結果を受けて、機構の業務として事後フォローを行った場合には、その結果を任意様式で県住宅計画課に報告します。
- ⑱ 窓口相談等の終了時期については、相談件数等の状況を踏まえ、関係機関と協議の上、**県住宅計画課**が判断して決めます。

（参考）各種様式

【様式7】

平成 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構
理事長様

神奈川県県土整備局住宅計画課長
（公 印 省 略）

被災住宅再建支援相談業務の実施について（依頼）

平成 年 月 日に発生した〇〇災害により、多くの住宅に被害が発生したことから、被災住宅再建支援相談業務の実施に当たり、機構職員の派遣をお願いします。

なお、派遣スケジュールとしては、別添「被災住宅再建支援相談業務 実施計画書（ 月分）（案）」のとおりを想定していますが、貴機構の状況を踏まえ、 月 日までに実施計画書を送付してください。

問い合わせ先
住宅企画グループ 〇〇
電話
ファクシミリ
電子メール

被災住宅再建支援相談業務 実施計画書 （ 月分）

■ 窓口相談

派 遣 先				実施日 及び 実施曜日	派遣 人数
名称		電話	() -	日	
住所					
名称		電話		日	
住所					
名称		電話		日	
住所					
名称		電話		日	
住所					
名称		電話		日	
住所					

■ マンション建替えに係る融資相談

派 遣 先				実施日 又は 実施曜日	派遣 人数
名称		電話	() -	日	
住所					
名称		電話	() -	日	
住所					
名称		電話	() -	日	
住所					
名称		電話	() -	日	
住所					
名称		電話	() -	日	
住所					

平成 年 月 日

神奈川県県土整備局住宅計画課長様

独立行政法人住宅金融支援機構
理事長

被災住宅再建相談業務の実施について（回答）

このことについて、別添「被災住宅再建相談業務 実施計画書（ 月分）」のとおり実施します。

（
問い合わせ先
担当 ○○
電話
ファクシミリ
電子メール
）

被災住宅再建支援相談業務 実施整理票

相談業務取りまとめ所属名

担当相談員氏名

相談実施 状況	年 月 日	年	月	日		
	相談実施 場所					
相 談 者	氏 名			Ⓜ	電 話 番 号	() -
	住 所					
<p align="center">〈相談を受けられる皆様へ〉</p> <p>※ 太枠の中に、お名前と御住所を記入してください。</p> <p>※ 自署した場合は、押印は不要です。</p> <p>※ 本整理票に記載された情報は、相談業務の円滑実施などのため、神奈川県及び関係市町村並びに神奈川県の災害協力協定の締結先である一般社団法人神奈川県建築士会及び独立行政法人住宅金融支援機構において共有させていただきますので、御了承ください。</p>						
相談内容						
対 応						

被災住宅再建支援相談業務 実施報告書

1	相談実施年月日	平成 年 月 日	
2	相談員数	窓口相談	人
		マンション建替えに係る融資相談	人
		合計	人
3	相談件数	窓口相談	件
		マンション建替えに係る融資相談	件
		合計	件
4	他の窓口を紹介した件数（相談件数の内数）		件

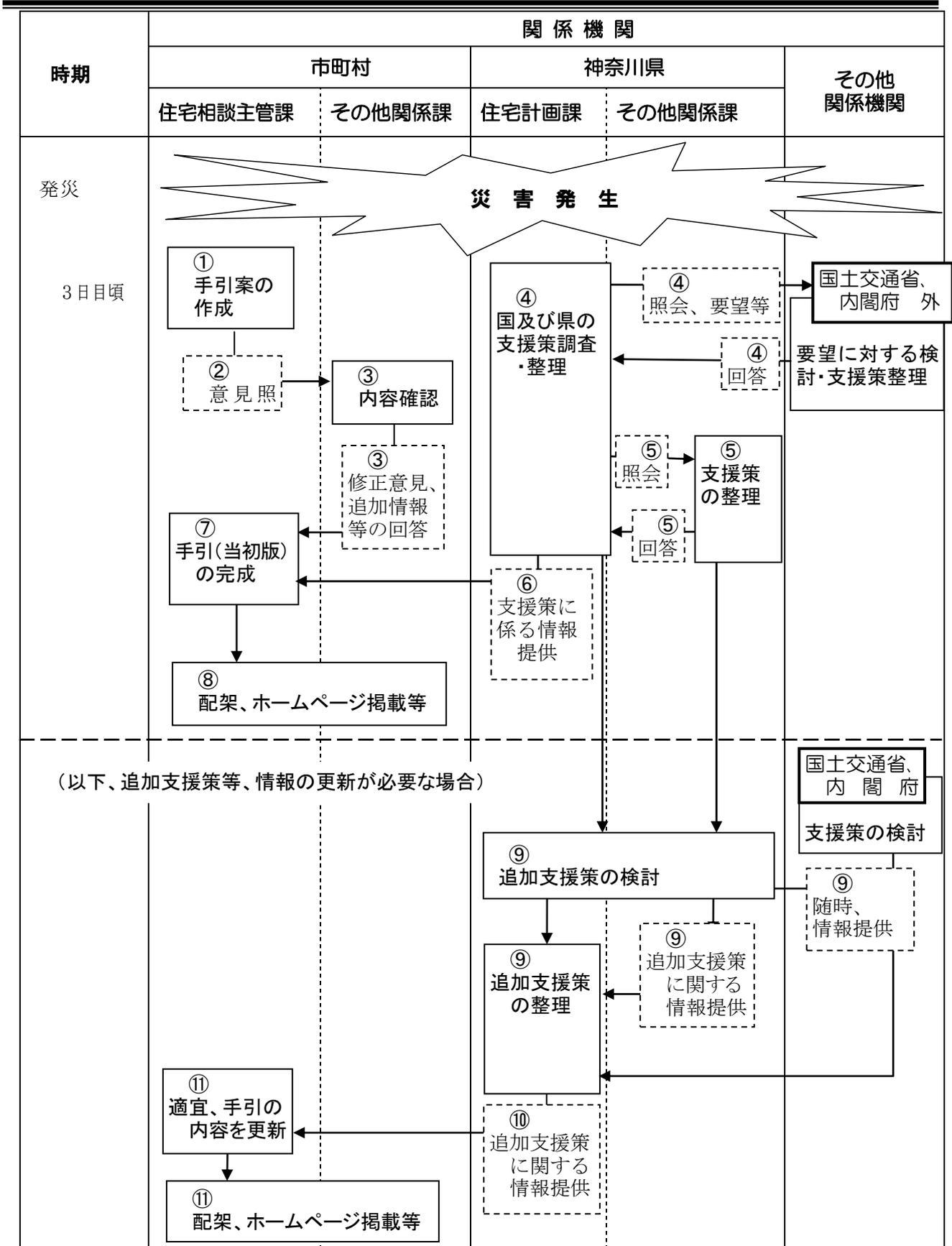


図9 被災者への住宅再建に係る情報提供の流れ（「被災住宅再建の手引」の作成及び配架）

3 「被災住宅再建の手引」の作成及び配架等

相談体制の整備後、市町村は被災した住民に対して住宅再建のための情報提供を行います。支援制度に係るパンフレット「被災住宅再建の手引き」を作成し、配架・配布することにより、被災者に情報提供を行い、被災者がご自身でも、地震の被災状況によりどのような制度が活用できるか確認できるようにします。「被災住宅再建の手引き」の作成及び配布の手順を①～⑩に示します。また、これらの業務の流れは図9のように整理されます。

- ① **市町村の被災住宅再建支援相談業務等の主管課**（この項中では「住宅相談主管課」という。）は、被災後速やかに（3日目頃までに）、本マニュアルの第2部を参考に、「被災住宅再建支援の手引」案を作成します。

＜被災住宅再建の手引＞

県及び市町村単位で「被災住宅再建の手引」を作成し、同手引の配架、ホームページ掲載などにより、住宅再建に係る情報を提供することで、被災者の住宅再建を支援します。

（参考）第2部「被災住宅再建の手引」案

- ② このとき、このマニュアル作成段階では、被災規模等により個別に判断される事項（例えば、税の減免や納税の猶予など）については、項目出し程度の記載にとどめていることから、**市町村の住宅相談主管課**は、市町村の関係課に、手引案に係る意見照会をします。
- ③ **市町村の関係課**は、内容を確認するとともに、追加の支援策を検討し、その内容を市町村の住宅相談主管課に回答します。
- ④ **県住宅計画課**は、県の関係課及び国土交通省関東地方整備局などへの照会により、当該災害に関し適用可能な支援策について調査及び整理を行います。
- ⑤ **県の関係課**は、自らが所管する事業について、支援策の整理を行います。その際、必要に応じて、所管省庁の意見を聞きます。
- ⑥ **県住宅計画課**は、整理した支援策について市町村の住宅相談主管課に情報提供し、市町村が作成する手引に反映できるようにします。
- ⑦ **市町村の住宅相談主管課**は市町村の関係課の回答及び県からの支援策に係る情報提供を踏まえ、この時点での「被災住宅再建支援の手引」を完成させます。
手引については、随時内容が変更されることが想定されるため、作成時点を明記します。
- ⑧ 完成した「被災住宅再建支援の手引」については、相談窓口や避難所などに配架するとともに、市町村のホームページに掲載するなどします。
- ⑨ **県住宅計画課他、県の関係課**は追加支援の必要性及び具体的な支援策の検討及び整理を行いま

す。

この結果、新たな支援策を講じることとした場合、または所管省庁で新たな支援策を講じるとの情報提供があった場合には、その内容及び適用時期について、併せて整理を行います。

- ⑩ **県住宅計画課**は、整理した追加支援策を、随時、市町村の住宅相談主管課に情報提供します。
- ⑪ **市町村の住宅相談主管課**は、市町村の関係課及び県住宅計画課からの追加支援策等に係る随時の情報提供を踏まえ、適宜、「被災住宅再建支援の手引」を修正します。このとき、修正時点の日付を明示することで版管理を徹底します。
修正した「被災住宅再建支援の手引」については、速やかに、従来の配架物や掲載物と交換します。

Ⅲ 被災住宅再建支援策及び関連施策の概要

1 被災住宅再建支援策等の一覧

被災した住宅に対する支援には下表のように災害救助法に基づき県の行う、給付による救助の他に、各団体による融資等があります。個別の制度の概要については次項に示します。

被災住宅再建支援策

制度の名称	支援の種類	実施主体、問い合わせ先	該当ページ
被災者生活再建支援金支給制度	給付	県、市町村	42
災害復興住宅融資（建設）	融資	（独）住宅金融支援機構	43
災害復興住宅融資（新築購入）	融資	（独）住宅金融支援機構	44
災害復興住宅融資（中古購入）	融資	（独）住宅金融支援機構	45
災害復興住宅融資（補修）	融資	（独）住宅金融支援機構	46
宅地防災工事資金融資	融資	（独）住宅金融支援機構	47
生活福祉資金の住宅資金	融資	社会福祉協議会	47
母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	融資	県、市町村、社会福祉協議会	47
住宅の応急修理制度※	現物給付	県、市町村	48
障害物の除去制度※	現物給付	県、市町村	48

※災害救助法による救助

その他、住宅の確保策

制度の名称	支援の種類	実施主体、問い合わせ先	該当ページ
応急仮設住宅への入居※	現物給付	県、市町村	49
一時提供住宅への入居	現物給付	県、市町村 等	49
住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	—	住宅金融支援機構	50

※災害救助法による救助

その他関連施策

制度の名称	支援の種類	実施主体、問い合わせ先	該当ページ
応急危険度判定	—	県、市町村	51
被災宅地危険度判定	—	県、市町村	51
罹災証明書	—	市町村	51

2 各被災住宅再建支援策の概要

（平成22年3月1日現在）

■被災者生活再建支援金支給制度 【給付】（県、市町村）

- 災害により住宅が全壊等（住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった場合を含む。以下同じ）した世帯に対して、世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金を支給します。

＜根拠＞ 被災者再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）

＜支援内容＞

- ※ 基礎支援金は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金です。
- ※ 加算支援金は、住宅の再建方法に応じて支給する支援金です。

●世帯人員が2人以上の世帯の場合

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊等	建設・購入	100万円	200万円	300万円
	補修		100万円	200万円
	賃貸（公営住宅を除く）		50万円	150万円
大規模半壊	建設・購入	50万円	200万円	250万円
	補修		100万円	150万円
	賃借（公営住宅を除く）		50万円	100万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合、加算支援金は合計で200（又は100）万円。

●世帯人員が1人の世帯の場合

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊等	建設・購入	75万円	150万円	225万円
	補修		75万円	150万円
	賃貸（公営住宅を除く）		37.5万円	112.5万円
大規模半壊	建設・購入	37.5万円	150万円	187.5万円
	補修		75万円	112.5万円
	賃借（公営住宅を除く）		37.5万円	75万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合、加算支援金は合計で150（又は75）万円。

■災害復興住宅融資（建設） 【融資】 （独）支援機構

- 災害により被害を受けた住宅の所有者等が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。
 - <融資対象>
 - 自身が居住するための住宅等を建設する方で、住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「罹災証明書」の発行を市町村から受けた方が対象。
 - ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は、「住宅の被害状況に関する申出書」が必要。
 - 融資が受けられるのは、原則として、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。

<融資の内容>

○融資限度額

基本融資額(建設資金)	1,650万円
特例加算額(建設資金)	510万円
基本融資額(土地取得資金)	970万円
基本融資額(整地資金)	440万円

(H27年4月時点)

○融資金利

- ・借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する「固定金利(全期間固定金利型)」です。
- ・適用される融資金利は、(独)住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/>)でご確認ください。

○最長返済期間

耐火構造・準耐火構造・木造(耐久性)	35年
木造(一般)	25年

※ご融資の契約日から最長3年間(1年単位)の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定でき、据置期間を希望すると据置期間分返済期間が延長されます。

- ◆詳しくは、(独)住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/>)でご確認いただくか、(独)住宅金融支援機構お客さまコールセンター(TEL:0120-0860-35)へお問い合わせください。

■災害復興住宅融資(新築購入)	【融資】	(独)支援機構
------------------------	-------------	----------------

- 災害により、被害を受けた住宅の所有者等が、新築住宅を購入する場合に受けられる融資です。

<融資対象>

- 自身が居住するための住宅等を購入する方で、住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「罹災証明書」の発行を市町村から受けた方が対象。
- ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は、「住宅の被害状況に関する申出書」が必要。
- 融資対象となる住宅は、次のとおり
 - ・一戸建ての場合は、1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡以上175㎡以下のもの。
 - ・マンションの場合は、1戸当たりの住宅部分の床面積が30㎡以上175㎡以下のもの。

<融資の内容>

○融資限度額

基本融資額(購入資金)	2,620万円
特例加算額(購入資金)	510万円

(H27年4月時点)

○融資金利

- ・借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する「固定金利(全期間固定金利型)」です。
- ・適用される融資金利は、(独)住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/>)でご確認ください。

○最長返済期間

耐火構造・準耐火構造・木造(耐久性)	35年
木造(一般)	25年

(H27年4月時点)

※ご融資の契約日から最長3年間(1年単位)の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定でき、据置期間を希望すると据置期間分返済期間が延長されます。

- ◆詳しくは、(独)住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/>)でご確認いただく

くか、(独)住宅金融支援機構お客さまコールセンター（TEL:0120-0860-35）へお問い合わせください。

■災害復興住宅融資（中古購入） 【融資】 （住宅金融支援機構）

- 災害により、被害を受けた住宅の所有者等が、中古住宅を購入する場合に受けられる融資です。

<融資対象>

- 自身が居住するための住宅等を購入する方で、市町村が発行する住宅に半壊以上の被害を受けた旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象。
- ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は、「住宅の被害状況に関する申出書」が必要。
- 融資対象となる住宅は、次のとおり
 - ・ 一戸建ての場合は、1戸当たりの住宅部分の床面積が 50 m²以上 175 m²以下のもの。
 - ・ マンションの場合は、1戸当たりの住宅部分の床面積が 30 m²以上 175 m²以下のもの。

<融資の内容>

○融資限度額

	基本融資額 (購入資金)
リ・ユース住宅、 リ・ユースマンション	2,320 万円
リ・ユースプラス住宅、 リ・ユースプラスマンション	2,620 万円
特例加算額(購入資金)	510 万円

(H27 年 4 月時点)

○融資金利

- ・ 借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する「固定金利(全期間固定金利型)」です。
- ・ 適用される融資金利は、(独)住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/>)でご確認ください。

○最長返済期間

リ・ユースプラス住宅、 リ・ユースプラスマンション	35 年
リ・ユース住宅、 リ・ユースマンション	25 年

※ご融資の契約日から最長 3 年間(1 年単位)の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定でき、据置期間を希望すると据置期間分返済期間が延長されます。

- ◆詳しくは、(独)住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/>)でご確認いただくか、(独)住宅金融支援機構お客さまコールセンター（TEL:0120-0860-35）へお問い合わせください。

＜融資の内容＞

構 造 等	融資限度額	最長返済期 間
耐火住宅	1,460万円	35年
準耐火住宅	1,460万円	35年
木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
木造住宅（一般）	1,400万円	25年
特例加算	450万円	上述の構造に応じ た返済期間と同じ
土地取得費	970万円	

（注1）融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長できる。

（注2）金利については、（独）支援機構が定める金利が適用される。

■災害復興住宅融資（補修） 【融資】 （独）支援機構

○ 災害により、被害を受けた住宅の所有者等が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。

＜融資対象＞

○ 自身が居住するための住宅等を補修する方で、住宅に10万円以上の被害を受け、市町村から「罹災証明書」の発行を受けた方が対象。

＜融資の内容＞

融資限度額

基本融資額（補修資金）	730万円
基本融資額（整地資金）	440万円
基本融資額（引方移転資金）	440万円

（H27年4月時点）

○融資金利

- ・借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する「固定金利（全期間固定金利型）」です。
- ・適用される融資金利は、（独）住宅金融支援機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）でご確認ください。

○最長返済期間

20年

※ご融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます。（返済期間は延長できません。）

◆詳しくは、（独）住宅金融支援機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）でご確認いただくか、（独）住宅金融支援機構お客さまコールセンター（TEL:0120-0860-35）へお問い合わせください。

■宅地防災工事資金融資 【融資】（独）支援機構

- 宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた場合に、その工事を行うための費用に対する融資です。

<融資対象>

- 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象。
- 対象となる工事は、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む）

<融資内容>

- 融資限度額：1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額
- 返済期間：15年以内
- 融資金利
 - ・借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する「固定金利(全期間固定金利型)」です。
 - ・適用される融資金利は、(独)住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/>)でご確認ください。
- ◆詳しくは、(独)住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/>)でご確認いただくか、(独)住宅金融支援機構お客さまコールセンター（TEL:0120-0860-35）へお問い合わせください。

■生活福祉資金の住宅資金 【融資】（社会福祉協議会）

- 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築及び改築等に必要な経費を貸し付けます。

<融資対象>

- 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。

<貸付内容>

- 貸付限度額：250万円以内
- 貸付利率：年3%
- 据置期間：6か月
- 償還期間：7年

■母子父子寡婦福祉資金の住宅資金 【融資】（県、市町村、社会福祉協議会）

- 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築及び改築等に必要な経費を貸し付けます。

<融資対象>

- 住宅が全壊又は半壊、全焼又は半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子寡婦世帯が対象。

<貸付内容>

- 貸付限度額：200万円以内
- 貸付利率：年3%
- 据置期間：6か月
- 償還期間：7年

■住宅の応急修理制度 【現物給付】（県、市町村）

- 災害により住家が被災し、修理を行わなければ居住することが困難である世帯に対して、被災した住宅を応急的に修理します。

＜根拠＞ 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）

＜支援対象＞

- 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 災害により住家が半壊若しくは半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- ② 応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しない者。

- 対象となる住宅の部分は、居室、台所、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の範囲。

＜支援内容＞

- 災害救助法適用時に、県（事務の一部委任をした場合は、市町村）が、建築関係業者と直接契約、又は実施機関自らが技術者を動員して、基準額の範囲内で応急修理を実施。

■障害物の除去制度 【現物給付】（県、市町村）

＜根拠＞ 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）

＜支援対象＞

- 住居の一部または全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者

- 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けたこと
- ② 障害物の除去を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ③ 応急仮設住宅を利用しないこと

＜支援内容＞

- 災害救助法適用時に、県（事務の一部委任をした場合は、市町村）が、建築関係業者と直接契約、又は実施機関自らが技術者を動員して、基準額（一世帯あたり133,900円）の範囲内で障害物の除去を実施。

3 その他、住宅の確保策の概要

■ 応急仮設住宅への入居 【現物給付】（県、市町村）

- 自力再建が困難な被災世帯に、応急的にプレハブ住宅等又は借上げ民間賃貸住宅等を提供。

＜根拠＞ 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）

＜支援対象＞

- 災害により住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力で住宅を得ることができない世帯（例：生活保護法の被保護者及び要保護者、特定の資産のない高齢者・障害者・母子世帯及び病弱者 等）。
- 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない世帯と同等にみなす必要がある場合で、自らの資力で住宅を得ることができない世帯。

ただし、住宅の応急修理の適用を受けた世帯を除く。

＜入居条件＞（プレハブ住宅等の場合。借上げ民間賃貸住宅等の場合は条件が異なる場合があります。）

- 使用許可期間：原則2年以内
- 使用料：免除
- 連帯保証人：免除（緊急連絡先の登録は必要）
- 共益費：入居者負担
- 光熱費：入居者負担

■ 一時提供住宅への入居 【現物給付】（県、市町村、その他公的賃貸住宅事業者）

- 自力再建が困難な被災世帯に、公営住宅等の公的賃貸住宅を一時的に提供。

募集事務は被災市町村が、入居者決定後の入居事務は各住宅事業主体が実施。

＜支援対象＞

- 災害により住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力で住宅を得ることができない世帯（生活保護法の被保護者及び要保護者、特定の資産のない高齢者・障害者・母子世帯及び病弱者 等）
- 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない世帯と同等にみなす必要がある場合で、自らの資力で住宅を得ることができない世帯。

ただし、住宅の応急修理の適用を受けた世帯を除く。

＜入居条件＞

- 使用許可期間：原則6か月以内（状況に応じて最長2年まで更新可）
- 使用料：免除
- 敷金：免除
- 退去修繕：免除
- 連帯保証人：免除（緊急連絡先の登録は必要）

- 共益費：入居者負担
- 光熱費：入居者負担
- 駐車場使用料：原則免除（入居する事業主体の決定するところによる）

■住宅金融支援機構融資の返済方法の変更（独）支援機構

- 地震、津波又は噴火により、被害を受けた融資利用者に対して、返済方法を変更する支援です。

<支援対象>

- 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の自己資金を必要とするため、著しく返済能力が低下した方
- （独）住宅金融支援機構が別に指定する地震、津波又は噴火の場合は、次のいずれかに該当しても対象となる。
 - ・商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
 - ・債務者又は家族が、死亡又は負傷したため、著しく収入が減少した方

<支援内容>

- 払込みの据置又は返済期間の延長：1～3年

- 返済期間中の金利の引下げ：0.5～1.5%減

（注）支援内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した、（独）支援機構が定める「罹災割合」に応じて決定される。

4 その他関連施策の概要

■ 応急危険度判定（県、市町村）

- 専門家（応急危険度判定士）による被災建築物の余震等に対する安全性の判定で、判定結果は判定ステッカー（「危険（赤紙）」、「要注意（黄紙）」、「調査済（緑紙）」）を見やすい場所に表示して示す。

■ 被災宅地危険度判定（県、市町村）

- 専門家（被災宅地危険度判定士）による被災宅地の余震等に対する安全性の判定で、判定結果は判定ステッカー（「危険宅地（赤紙）」、「要注意宅地（黄紙）」、「調査済宅地（青紙）」）を見やすい場所に表示して示す。

■ 罹災証明書（市町村）

- 罹災証明書は、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるに当たって必要とされる家屋の被害程度について証明するもの。
- 罹災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき被害程度の認定が行われる。

＜被害認定基準＞

<p>住家全壊 (全焼・全流失)</p>	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家がその居住のための基本的な機能を喪失したもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ・ 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(具体の認定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの条件を満たすものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ・ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
<p>住家半壊 (半焼)</p>	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(具体の認定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの条件を満たすものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家の損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ・ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
<p>住家大規模半壊</p>	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住する住家が半壊し、構造体力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(具体の認定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの条件を満たすものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家の損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの ・ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの

※全壊、半壊：「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

IV 被災住宅再建相談質疑応答集

この質疑応答集は、相談業務の担当者が、被災者である相談者からの質問に、的確に回答できるようにすることを目的に作成しています。

なお、相談を受ける際には、特に、次の点に留意してください。

- 建物被害等に関する質問については、被害状況や聞き取り結果を踏まえ、適宜、必要な助言を補足してください。
- 住家に被害があり、罹災証明書の交付を受けていない場合は、事前に市町村窓口へ連絡し、その指示にしたがうように、伝えてください。

質疑応答集作成に当たっては、新潟中越地震の際に、新潟県、（一社）新潟県建築士会、（公社）日本建築士会連合会などが作成した冊子「被災地住宅相談キャラバン隊」及び「新潟県中越地震被災者生活再建の手引き」を参照しています。

■住宅再建相談窓口

Q 1 住宅再建相談は、どこで行っているのか。

A 1 （最寄りの相談窓口が分かる場合）

〇〇〇に相談窓口を設置していますので、そこで、相談してください。

（最寄りの相談窓口を失念した場合など）

相談窓口の設置場所等については、県住宅計画課住宅企画グループ（電話（045）210-6539）までお問い合わせください。

■応急危険度判定

Q 2 応急危険度判定とは何か。

A 2 専門家（応急危険度判定士）による被災建築物の余震等に対する安全性の判定で、判定結果は判定ステッカー（「危険（赤紙）」、「要注意（黄紙）」、「調査済（緑紙）」）を見やすい場所に表示して示します。

Q 3 「危険（赤紙）」、「要注意（黄紙）」のステッカーを貼られたが、どうしたらよいか。

A 3 赤紙や黄紙は、余震等による二次災害を防止するための注意喚起をするもので、一定の修理を行えば、住み続けることが可能な場合もあります。

適切に修理を行うためには、建築士等の専門家による助言が有効なので、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。

Q 4 「調査済（緑紙）」とされたが、本当に大丈夫か。

A 4 「調査済（緑紙）」の場合は、基本的にはそのまま住み続けられると考えられますが、次のような状況が見られた場合は、建築士等の専門家に御相談ください。

- ・建築物が少し傾いている
- ・基礎が壊れている

- ・床、屋根に落ち込みや浮き上がりがある
- ・窓枠が著しくゆがみ、ひび割れている。または落下しそうである。

- ・壁がはがれて落ちている。または大きな亀裂が入っている。
- ・室内の壁や天井が大きくひび割れている。または、はがれ落ちている。
- ・屋根材（瓦）が落ちている。

Q 5 隣の家は外壁が全部落ちていのに「要注意（黄紙）」、我が家は外壁が残っているのに「危険（赤紙）」となっているが、なぜか。

A 5 応急危険度判定は、余震等に対する二次災害を防止することが主目的に実施しています。外壁の落下は、一つの判定項目ですが、それ以外に、基礎や柱などの構造体の被害状況、隣接する建築物やブロック塀などの被害状況も含めて、判定しています。

Q 6 応急危険度判定で「危険（赤紙）」と判定されたのに、罹災証明書では「半壊」とされたのだが、なぜ危険ならば全壊とならないのか。

A 6 応急危険度判定は、余震等に対する二次災害を防止することが主目的なのに対し、罹災証明書では、主として建物の経済的被害の割合を調査するものなので、被害調査の視点が異なります。したがって、必ずしも「危険（赤紙）」＝全壊ということにはなりません。

■罹災証明書

Q 7 罹災証明書とは何か。

A 7 罹災証明書は、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるに当たって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。

罹災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があります。

Q 8 罹災証明書は、どのようにして発行されるのか。

A 8 罹災証明書は、被災された方の申請により、被害状況調査の上、市町村が発行します。

なお、調査に入る前に建築物の取り壊しや修理を行う場合は、事前に市町村窓口へ連絡し、その指示にしたがってください。

Q 9 罹災証明書の判定結果よりも、被害の程度が大きいと思うのだが。

A 9 罹災証明書の判定結果及び再調査の申請については、市町村窓口にお尋ねください。

■建物被害

Q10 建物が少し傾いているが、大丈夫か。

A10 目に見える傾きがある場合は、そのまま使用することは危険、または十分な注意が必要だと考えられます。

Q11 建物が大きく傾いており崩壊の危険があるが、すぐに取り壊した方がよいか。

- ・壁がはがれて落ちている。または大きな亀裂が入っている。
- ・室内の壁や天井が大きくひび割れている。または、はがれ落ちている。
- ・屋根材（瓦）が落ちている。

A11 目に見える大きな傾きがある場合は、そのまま使用することは危険だと考えられますので、屋内や周辺の立入りを禁止し、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。すぐに取り壊すことは、作業中に余震が発生した場合、人命に被害を及ぼす場合があります。

Q12 壁が落ちそうだが、家は修理したら住めるのか。

A12 壁がはがれ落ちる場合や大きな亀裂が入っている場合は、そのまま使用することは危険だと考えられますので、屋内や周辺の立入りを禁止し、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。

Q13 サッシが動かなくなりましたが、簡単に修理できるか。

A13 サッシ自体の損傷であれば、サッシの補修でいいのですが、建築物の柱や梁などの骨組みに当たる部分（躯体）が変形したことにより、窓枠がゆがんだ可能性もありますので、適切に修理を行うために、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。

Q14 車庫の上に家を建てているが、車庫に亀裂が入って不安だ。

A14 2mm以上の亀裂や柱・壁の傾きがある場合は、そのまま使用することは危険だと考えられますので、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。

Q15 外壁のトタンが少しふくらんでいるが、放置しても大丈夫か。

A15 単なるトタン部分のふくらみであれば、部分的な補修で十分ですが、壁の亀裂や筋違いの損傷などが発生している場合は、そのまま使用することは危険な場合もありますので、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。

Q16 階段が落ちそうだが、どうすればよいか。

A16 階段の使用を禁止し、暫定的な落下対策や周辺の立入りを禁止し、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。

Q17 母屋と増築部分が離れてしまったが、このまま住んでいても大丈夫か。

A17 母屋と増築部分が離れているのであれば、どちらかの建築物に傾きや地盤の変動が発生した

ことが予想されるので、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。

■地盤・基礎被害

Q18 基礎にひびが入っているが、大丈夫か。

A18 2mm以上の亀裂やコンクリート剥離、土台とのずれなどが発生している場合は、そのまま使用することは危険なので、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。

Q19 基礎と建物がずれているが、どうすればよいか。

A19 基礎と土台とのずれなどが発生している場合は、そのまま使用することは危険なので、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。

Q20 敷地の地盤に被害があるようだが、建物に住み続けて大丈夫か。

A20 敷地又は周辺の宅地の被害により、建物へ影響を及ぼすことは十分に考えられます。特に斜面地、がけなどは注意が必要です。

被災宅地危険度判定士の判定を受けるなど、宅地の安全性を確認してから建物の利用をしてください。

Q21 基礎が浮き上がって建物が外れたが、どうしたらよいか。

A21 基礎と土台とのずれなどが発生している場合は、そのまま使用することは危険なので、お近くの工務店、建築士事務所に御相談ください。

■設備被害

Q22 地震の後、使えなくなったコンセントがあるが、このままにしておいて大丈夫か。

A22 漏電等により火災の危険がありますので、電気設備業者に現地調査を依頼し、使用できるように修繕してください。

Q23 風呂場の床にひびが入ったが、このまま使用して大丈夫か。

A23 床下に水が回る場合がありますので、現地調査して使用できるか確認が必要です。確認の上、大丈夫であれば使用できますが、長期間使用すると、ひびの部分が劣化し、床下に水が回る場合がありますので、早い時期に修繕することをお勧めします。

Q24 地盤に被害があるが、浄化槽は大丈夫か。

A24 浄化槽に損傷のある場合がありますので、定期点検を頼んでいる業者等に点検してもらってください。

■工期

Q25 補修や修繕には、どの位の時間がかかるか。

A25 工事期間は、人員や資材の確保の問題があり、一概に言えませんが、新潟中越地震の際に、新潟県がまとめた、概ねの目安としては次のとおりとなっています。

- ・大規模補修：基礎の全面的補修、耐力壁の補修、主要部分の柱・梁の補強等
工期 1～3か月程度
- ・中規模補修：外壁の補修、柱・梁の補強、床の全面補修等
工期 2週間～1か月程度
- ・小規模補修：壁のひび割れ、隙間の補修、床の補修、屋根の葺き替え、設備の補修・取り替え程度
工期 1週間～2週間程度
- ・軽微な補修：屋根瓦の補修、建具・サッシの補修、配管の補修程度
工期 3日～1週間程度

■外回り・周辺

Q26 ブロック塀にひびが入ったが、どうしたらよいか。

A26 ひびが入った程度では、すぐに倒壊の危険はないとは思いますが、鉄筋が入っていない等の構造上の問題があるケースもあり、ひびから水が入ると鉄筋の腐食などによる被害の拡大といったことも考えられます。

また、道路に面している場合、道路側に転倒し、通行人に被害を及ぼす可能性がありますので、専門家に御相談ください。

Q27 隣の家が我が家の方に相当傾いている。どうすればよいか。

A27 隣家の方と御相談いただき、解決してください。

なお、行政による修繕等に係る支援策については、市町村の相談窓口にお聞きください。

■アパート、マンション

Q28 アパートの風呂が使えなくなっているが、どうしたらよいか。

A28 民法第601条の規定により、賃借人が賃料を支払うことで、大家さんには、住宅を居住できる状態に保つ義務があります。また、大家さんの修繕義務については、民法第606条に明記されていますので、大家さんと御相談ください。

（参考）民法（明治29年4月27日法律第89号）

（賃貸借）

第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

（賃貸物の修繕等）

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。

2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

Q29 大家がアパートの被災箇所を修繕するといいながら、なかなか修繕してくれない。また、修繕後は、同じ条件で入居できるか。

A29 基本的には、締結した契約書に基づき、大家さんと協議していただくことになります。

Q30 マンションの給水管に被害が発生したようで、水がでない。どうしたらよいか。

A30 管理組合に連絡し、対処してください。

Q31 マンションの建替えを考えているが、どこに相談したらよいか。

A31 マンション建替えの融資については、神奈川県が(独)住宅金融支援機構と協定を締結し、相談窓口を設置しているので、そこで、相談してください。(Q1参照)

■住宅金融、給付

Q32 (独)住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)から住宅ローンを借りているが、収入減に伴い、返済計画を見直したいのだが、どうしたらよいか。

A32 現在、返済中の金融機関に相談してください。また、神奈川県が(独)住宅金融支援機構と協定を締結し、相談窓口を設置しているので、そこで、相談することもできます。(Q1参照)

Q33 修繕費用について、融資を受けたいのだが、どうしたらよいか。

A33 神奈川県が(独)住宅金融支援機構と協定を締結し、相談窓口を設置しているので、そこで、相談してください。(Q1参照)

なお、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、母子・寡婦世帯の場合は、行政による融資制度もあります。これらを利用する場合は、市町村の相談窓口までお問い合わせください。

Q34 修繕するに当たって、融資ではなく、給付を受けたいのだが、どこで相談したらよいか。

A34 被災者生活再建支援制度による給付や、住宅の応急修理という現物給付などの制度があるので、市町村の相談窓口までお問い合わせください。

なお、これらについては、住宅の被災状況や所得等の要件により、給付内容が異なりますので御注意ください。

■民間賃貸住宅の空き家情報

Q35 民間賃貸住宅の空き家情報は、どこで入手できるか。

A35 神奈川県が公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会および公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、協会の会員から提供された空き家情報を取りまとめたものが、各市町村で閲覧できます。

閲覧場所については、各市町村にお問い合わせください。

■ 応急仮設住宅

Q36 応急仮設住宅とは、何か。

A36 災害により、住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない世帯等であって、自らの資力で住宅を得ることができない世帯を対象に、県が応急的に提供するプレハブ住宅又は借上げ民間賃貸住宅のことをいいます。

Q37 応急仮設住宅は、どこに建設するのか。

A37 建設場所等については、県住宅計画課住宅企画グループ（電話（045）210-6539）又は市町村まで、お問い合わせください。

Q38 応急仮設住宅に入居したいが、どうしたらよいか。

A38 応急仮設住宅の入居事務は、市町村で実施しますので、そちらにお問い合わせください。

■ 一時提供住宅

Q39 一時提供住宅とは、何か。

A39 災害により、住宅が全焼、全壊又は流失し、居住する住宅がない世帯等であって、自らの資力で住宅を得ることができない世帯を対象に、公営住宅等の公的賃貸住宅の空き家を一時使用の形で提供する住宅。

Q40 一時提供住宅の具体の場所を知りたい。また、入居したいときは、どうしたらよいか。

A40 募集事務は、各市町村で実施していますので、そちらにお問い合わせください。

V 参考資料

1 法令等

被災者生活再建支援法（抄）

（平成十年五月二十二日法律第六十六号）

最終改正：平成23年8月30日法律第100号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

第二章 被災者生活再建支援金の支給

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
- 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 五十万円

3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）

に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

5 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合には、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

被災者生活再建支援法施行令（抄）
（平成十年十一月五日政令第三百六十一号）

最終改正：平成25年6月21日政令第187号

内閣は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号、第三条、第五条及び第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害

二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害

三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害

四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

六 第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

（構造耐力上主要な部分）

第二条 法第二条第二号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に定めるものとする。

（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）

第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。）とする。

一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第五項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下「避難勧告等」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第四項（同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以下「立入制限等」という。）がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以

内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

2 法第三条第四項 の政令で定める額は、同条第二項 の規定による額（同条第三項 に規定する場合にあっては、同項 の規定による額）に七十万円を加えた額（その額が三百万円を超えるときは、三百万円）とする。

3 前二項の規定は、法第二条第二号 ハに該当する単数世帯について準用する。この場合において、第一項中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用する同条第二項第一号」と、前項中「同条第二

被災者生活再建支援法施行規則（抄）
（平成十年十一月六日総理府令第六十八号）

最終改正：平成19年2月12日内閣府令第85号

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一号及び第二号、第十一条第三項、第十二条第一項及び第二項並びに被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）第三条第一号、第二号及び第六号、第四条第一項第一号及び第二号並びに第六条の規定に基づき、並びに被災者生活再建支援法を実施するため、被災者生活再建支援法施行規則を次のように定める。

（令第四条第一項の内閣府令で定める書面）

第一条 被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。

個人情報の保護に関する法律（抄）
（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

最終改正：平成21年6月5日法律第49号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

5 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

-
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
-

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（抄）
（平成十五年五月三十日法律第五十九号）

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い

（利用及び提供の制限）

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるもの

ではない。

4 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

神奈川県個人情報保護条例（抄）

平成2年3月30日

条例第6号

改正 平成26年3月28日条例第18号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。

（個人情報取扱事務の登録）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。第4号において「個人情報記録」という。）を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。

- （1）個人情報取扱事務の名称及び概要
- （2）個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- （3）個人情報取扱事務を開始する年月日
- （4）個人情報記録から検索し得る個人の類型
- （5）前号の個人の類型ごとの次の事項

ア 個人情報を取り扱う目的

イ 個人情報の項目名及び前条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときはその理由

ウ 個人情報の収集先及び収集の方法

エ 保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨

オ 保有個人情報を利用し、又は提供する範囲、保有個人情報を提供するときは提供する保有個人情報の項目名及び第10条第1項に規定するオンライン結合により保有個人情報を提供するときはその旨

(知事) 個人情報事務登録簿

実施機関コード	10	部局名	県土整備部	所属コード	0714	登録番号	2007-0714-039
登録年月日		開始年月日		変更年月日			
登録主管室課							
所管室課所							
個人情報事務	名称						
	概要	目的					
		根拠法令等					
個人情報記録から検索し得る個人の類型				相談員 の個人情報			
個人情報を取り扱う目的				被災者の円滑な住宅再建を支援			
個人情報の項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続き柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他・ [] [] [] []	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他・ [] [] [] []	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他・ [] [] [] []	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他・ [] [] [] []	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 [] [] [] []	
思想・信条等の個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分	取扱い理由	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 審議会意見 [類型: [個別] 法令の名称等	<input type="checkbox"/> 審議会意見 [類型: [個別]		条 例 第6条
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 [根拠; 条例第8条第3項 号 [] 該当] <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 []						条 例 第8条
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	システム名: []	オンライン結合による外部提供	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [審議会意見]			条 例 第10条
個人情報を利用する範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 所管室課所のみ <input type="checkbox"/> 所管室課所以外 [室課所名]						条 例 第9条
個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input checked="" type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input checked="" type="checkbox"/> その他 [神奈川県建築士会他] 項目名 全項目						条 例 第9条
使用する主な個人情報記録	1 相談業務実施整理票			4			
	2			5			
	3			6			
備考							

2 神奈川県地域防災計画

神奈川県地域防災計画―地震災害対策計画―（平成24年4月）（抄）

第4章 災害時の応急活動対策

- 大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することがその後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。
県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関等と協力して速やかに応急対策を進めます。
- 応急活動対策の実施にあたっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食糧、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。
ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

第11節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする県民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

2 災害相談の実施

(1) 災害相談の実施

ア 県

被災住民から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、災害相談について市町村と協力するとともに、地域県政総合センター等において臨時災害相談所を開設して被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。その際には、女性、外国人等が相談しやすいよう、配慮します。

イ 市町村

地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

ウ 県及び市町村

相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力の下、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的にを行います。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食糧・水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

神奈川県地域防災計画－風水害等災害対策計画－（平成24年12月）（抄）

第2編 風水害対策編

第3章 災害時の応急活動計画

- 風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、気象庁等からの警報等の情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための水防等の活動など、災害発生直前の対策が重要です。
- また、災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。
県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や限度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。
- 応急対策活動にあたっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進めます。
- また、避難所の設置等の避難対策、食糧、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。
ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間的経過に沿った対策を進めます。

第14節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

- 県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする県民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。
また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

2 災害相談の実施

（1）災害相談の実施

ア 県

被災住民から寄せられる生活上の不安や要望に答えるため、災害相談において市町村と協力するとともに、地域県政総合センター等において臨時災害相談所を開設して被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。その際には、女性、外国人等が相談しやすいよう、配慮します。

イ 市町村

地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

ウ 県及び市町村

相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

（2）相談業務の内容

災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅

や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 協定書

(1) 神奈川県と（一社）神奈川県建築士会との協定

災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書

神奈川県知事（以下「甲」という。）と社団法人 神奈川県建築士会（以下「乙」という。）とは、災害時における住宅再建に係る相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県内（以下「県内」という。）における災害発生時において、被災住宅の早期再建に資するために行う相談業務の実施について必要な基本的事項を定めるものとする。

（住宅相談の方法）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、次の各号に定める住宅相談を実施する。

- （1）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士（以下「建築士」という。）が行う被災住宅の現地巡回相談（以下「現地相談」という。）
- （2）建築士が行う窓口相談及び電話相談（以下「窓口相談等」という。）

（住宅相談の内容）

第3条 乙が行う住宅相談の内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）建替え及び修繕に関する相談
- （2）応急危険度判定の結果及び損壊状況に関する相談

（住宅相談の手順）

第4条 甲は、窓口相談等を実施するための窓口を、県内に設置する。

- 2 甲は住宅相談実施の要請に当たっては、県内の実施場所及び実施時期を乙に提出し、乙は甲の要請内容を踏まえ、実施計画書を甲に提出する。
- 3 乙は、実施計画書に基づき実施した現地相談の結果について、速やかに甲に報告書を提出する。
- 4 前項に定める報告書には、現地相談及び窓口相談の別、相談日、相談場所、相談内容を記載する。

（住宅相談の周知）

第5条 甲は、乙が行う住宅相談について、県内での周知に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が行う相談業務に係る費用の負担については、別に定める。

（疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月1日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 松沢 成文



乙 横浜市中区北仲通4-45
社団法人 神奈川県建築士会
会長 藤本 圭佑



(2) 神奈川県と（独）住宅金融支援機構首都圏支店との協定

災害時における住宅の早期再建に向けた協力に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、災害時における被災住宅の早期再建を支援するために、相互に協力することとし、その実施に当たり必要な事項に関して次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、次の情報を適時的確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第6条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第6条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期再建に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、住宅相談窓口を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の住宅相談窓口の開設及び運営に当たって、必要に応じて、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（周知）

第4条 甲及び乙は、甲が実施する住宅再建関連施策、乙が実施する災害復興住宅融資の制度内容等、被災住宅の再建に資する情報の周知を協力して行うものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第5条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災住宅の再建等に関する甲の施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あら

（連絡窓口）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく業務に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第8条 この協定は、平成28年3月22日から適用する。

なお、神奈川県知事と独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店長との間で締結した平成19年4月1日付け「災害時における住宅再建に係る相談業務等に関する協定書」は廃止する。

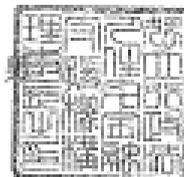
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月22日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐 洋



乙 東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加藤 利 典



(3) 神奈川県と(公社)神奈川県宅地建物取引業協会との協定

災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書

神奈川県知事（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県宅地建物取引業協会会長（以下「乙」という。）とは、災害救助法適用時に甲が乙に対して協力を求める民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県における災害救助法適用時において、甲が住家を滅失した被災者に行う、民間賃貸住宅に係る空き家情報（以下「空き家情報」という。）の提供及び空き家情報に基づく住宅提供について、甲が乙に協力を求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は乙に対し、災害救助法適用時に、利用可能な空き家情報の提供の協力を要請するとともに、甲が建設する応急仮設住宅及び一時使用により供与する公共賃貸住宅が十分確保できない場合において、空き家情報に基づく住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

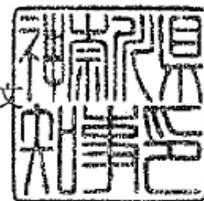
（協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年11月17日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 松沢 成文



乙 横浜市中区鎌倉町6丁目76番地3
社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
会長 武胤



4 連絡先一覧

【神奈川県】

県名	主管部局	電話（代表又は直通）	F A X	郵便番号	住 所 メールアドレス
神奈川県	県土整備局建築住宅部住宅計画課	045-210-6539（直通）	045-210-8889	231-8588	横浜市中区日本大通1 Kikaku3.185@pref.kanagawa.jp
	横須賀三浦地域 県政総合センター （横須賀合同庁舎内）	046-823-0210（代表）	046-824-2459	238-0006	横須賀市日の出町2-9-19
	県央地域 県政総合センター （厚木合同庁舎内）	046-224-1111（代表）	046-225-1743	243-0004	厚木市水引2-3-1
	湘南地域 県政総合センター （平塚合同庁舎内）	0463-22-2711（代表）	0463-23-0599	254-0073	平塚市西八幡1-3-1
	県政地域 県政総合センター （小田原合同庁舎内）	0465-32-8000（代表）	0465-32-8111	250-0042	小田原市荻窪350番地の1

【市町村】

市町村名	主管部局	電話（代表又は直通）	F A X	郵便番号	住 所 メールアドレス
横浜市	建築局住宅部住宅政策課	045-671-3975（直通）	045-641-2756	231-0017	横浜市中区港町1-1 ma-jutakuseisaku@city.yokohama.jp
川崎市	まちづくり局市街地開発部 住宅整備課	044-200-2997（直通）	044-200-3970	210-8577	川崎市川崎区宮本町1 50zyusei@city.kawasaki.jp
相模原市	都市建設局 まちづくり計画部 建築指導課	042-769-8252（直通）	042-751-9674	229-8611	相模原市中央2-11-15 ke-shidou02@city.sagamihara.kanagawa.jp
横須賀市	都市部 住宅政策課	046-822-8414（直通）	046-822-8243	238-8550	横須賀市小川町11 ho-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp
平塚市	都市整備部 建築課	0463-21-8784（直通）	0463-23-9467	254-8686	平塚市浅間町9-1 kenchiku@city.hiratsuka.kanagawa.jp
鎌倉市	都市整備部 建築住宅課	0467-23-3000（代表） 内線 2554	0467-23-8700	248-8686	鎌倉市御成町18-10 jyutaku@city.kamakura.kanagawa.jp
藤沢市	計画建築部 住宅課	0466-50-3541（直通）	0466-29-1353	251-8601	藤沢市朝日町1-1 jutaku@city.fujisawa.kanagawa.jp
小田原市	建設部 建築課	0465-33-1553（直通）	0465-33-1565	250-8555	小田原市荻窪300 kenchiku@city.odawara.kanagawa.jp
茅ヶ崎市	保健福祉部 福祉総務課	0467-82-1111（代表） 内線 2151～2	0467-82-5157	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 fukushisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp
逗子市	環境都市部 都市整備課	046-872-8127（直通）	046-873-4520	249-8686	逗子市逗子5-2-16 seibi@city.zushi.kanagawa.jp
三浦市	総務部財産管理課	046-882-1111（代表） 内線 255	046-882-1160	238-0298	三浦市城山町1-1 gyouseikanri0401@city.miura.kanagawa.jp

被災住宅再建支援マニュアル（第1部）

市町村名	主管部局	電話（代表又は直通）	F A X	郵便番号	住 所 メールアドレス
秦野市	建設部 建築住宅課	0463-82-9642（直通）	0463-84-4990	257-8501	秦野市桜町1-3-2 kentiku@city.hadano.kanagawa.jp
厚木市	まちづくり計画部 住宅課	046-225-2330（直通）	046-224-0621	243-8511	厚木市中町3-17-17 5550@city.atsugi.kanagawa.jp
大和市	街づくり計画部 街づくり総務課	046-260-5422（直通）	046-264-6105	242-8601	大和市下鶴間1-1-1 ma_machi@city.yamato.lg.jp
伊勢原市	都市部 建築指導課	0463-94-4711（代表） 内線 2234	0463-95-7614	259-1188	伊勢原市田中348 kenchiku@isehara-city.jp
海老名市	まちづくり 都市整備課	046-235-9606（直通）	046-233-9118	243-0492	海老名市勝瀬175-1 toshiseibi@city.ebina.kanagawa.jp
座間市	都市部 建築・住宅課	046-252-7396（直通）	046-255-3550	228-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1 kentiku@city.zama.kanagawa.jp
南足柄市	都市経済部 都市計画課	0465-73-8058（直通）	0465-70-1077	250-0192	南足柄市関本440 kenchiku-jyutaku@city.minamiashig ara.kanagawa.jp
綾瀬市	都市建設部 都市整備課	0467-70-5602（直通）	0467-70-5704	252-1192	綾瀬市早川550 su1530@city.ayase.kanagawa.jp
葉山町	都市経済部 都市計画課	046-876-1111（代表） 内線 354	046-876-1717	240-0192	葉山町堀内2135 tosikei@town.hayama.lg.jp
寒川町	都市建設部 都市計画課	0467-74-1111（代表） 内線 273	0467-74-2833	253-0196	寒川町宮山165 toshikei2@town.samukawa.kanagawa. jp
大磯町	町民福祉部 福祉課	0463-61-4100（代表） 内線 302	0463-61-6002	255-8555	大磯町東小磯183 fukusi-han@town.oiso.kanagawa.jp
二宮町	建設部 都市整備課	0463-71-3311（代表） 内線 285	0463-73-0134	259-0196	二宮町二宮961 toshi@town.ninomiya.kanagawa.jp
中井町	まち整備課	0465-81-3901（直通）	0465-81-4676	259-0197	中井町比奈窪56 machi@town.nakai.kanagawa.jp
大井町	防災安全室 防災安全課	0465-85-5002（直通）	0465-82-9965	258-8501	大井町金子1964-1 bousai@town.oi.kanagawa.jp
松田町	まちづくり課	0465-84-1332（直通）	0465-83-5031	258-8585	松田町松田惣領2037 kensetu@town.matsuda.kanagawa.jp
山北町	産業建設部 都市整備課	0465-75-3647（直通）	0465-75-3661	258-0195	山北町山北1301-4 toshi@town.yamakita.kanagawa.jp
開成町	まちづくり部 街づくり推進課	0465-84-0321（直通）	0465-82-5234	258-8502	開成町延沢773 matika@town.kaisei.kanagawa.jp
箱根町	環境整備部 都市整備課	0460-85-9566（直通）	0460-85-7577	250-0398	箱根町湯本256 seibi@town.hakone.kanagawa.jp
真鶴町	まちづくり課	0465-68-1131（代表） 内線 373	0465-68-5119	259-0202	真鶴町岩244-1 design@town-manazuru.jp
湯河原町	環境都市部 都市計画課	0465-63-2111（代表） 内線 531	0465-64-1401	259-0392	湯河原町中央2-2-1 toshikei@town.yugawara.kanagawa. jp
愛川町	建設部 都市施設課	046-285-2111（代表） 内線 3447	046-286-4588	243-0392	愛川町角田251-1 toshi@town.aikawa.kanagawa.jp

被災住宅再建支援マニュアル（第1部）

市町村名	主管部局	電話（代表又は直通）	F A X	郵便番号	住 所 メールアドレス
清川村	建設経済部 まちづくり課	046-288-3862（直通）	046-288-1909	243-0195	清川村煤ヶ谷2216 machidukuri@town.kiyokawa.kanagawa.jp

【関係機関】

関係機関名	電話（代表又は直通）	F A X	郵便番号	住 所 メールアドレス	
(一社)神奈川県建築士会	045-201-1284（代表）	045-201-0784	231-0011	横浜市中区太田町2-22	
(独)住宅金融支援機構首都圏支店横浜センター	045-290-8850（直通）	045-290-8851	220-0005	横浜市西区南幸2-15-20 YBS 南幸ビル3F	
(一社)プレハブ建築協会	03-5280-3121（代表）	03-5280-3127	101-0052	東京都千代田区神田小川町2-3-13 kikaku@purekyo.or.jp	
(一社)神奈川県建設業協会	045-201-8451（代表）	045-201-2767	231-0011	横浜市中区太田町2-22 shin-hp@shin-ken.or.jp	
(公社)神奈川県宅地建物取引業協会	045-633-3030（代表）	045-633-3031	231-0013	横浜市中区住吉町6-76-3 ryuutuu@kanagawa-takken.or.jp	
内閣府	防災担当	03-5253-2111（代表）	03-3581-8933 外	100-8969	東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省	社会・援護局総務課 災害救援対策室	03-5253-1111（代表） 03-3595-2614（直通）	03-3595-2303	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2
国土交通省	住宅局 住宅総務課 住宅総合整備課	03-5253-8111（代表） 03-5253-8502（直通） 03-5253-8506（直通）	03-5253-1628	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3
関東地方整備局	建政部住宅整備課	048-600-1908（直通）	048-600-1923	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

■神奈川県公共住宅供給推進協議会■

（事務局）神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課住宅企画グループ

〒 231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

TEL 045-210-6539（直通）

FAX 045-210-8889



被災住宅再建支援 マニュアル 第2部について

被災住宅再建支援マニュアル第1部では、災害救助法が適用されるような大規模災害が発生したときに、住宅再建支援相談体制を整備するための業務担当者の事務の流れをまとめました。

この第2部は、相談体制の整備後、市町村が被災された住民に対し情報提供を行う、被災住宅の再建のための支援制度に係る配布用パンフレットのひな形としてまとめたものです。

■ 第2部の利用方法

この第2部は、被災された住民が、ご自身の被災状況によりどのような支援制度が適用されるかを自分自身で確認できるパンフレット（手引）の仕様になっています。

掲載している手続きや支援制度は、現段階での想定や、現時点で判明している全国共通の内容ですので、災害が発生した際には、その災害で適用される手続や支援内容への変更及び市町村独自の支援制度等の追加を行ってください。また、手引（案）内には、個々に留意すべき事項を点線吹き出しで記載しています。配布用手引きはこれらの留意事項を踏まえ作成してください。

配布用手引作成後は、第1部32ページ『4「被災住宅再建の手引」の作成及び配架等』に示すとおり、支援等の内容を住民の方々に迅速に周知することとなります。

■ 第2部を活用した手引について

被害が甚大で、建築基準法第84条又は被災市街地復興特別措置法第5条及び第7条等により区域指定がなされ建築物の建築の制限がされたときには、その区域では本手引きに記載された住宅再建制度をそのまま活用し、住宅を建築することが困難となることが想定されます。その場合は、建築制限を行う部局、機関等と十分連絡調整を行ったうえで、被災者に対して的確な情報提供をすることが必要です。（参考1を参照）

各支援制度の問い合わせ先については、住家の被害認定、り災証明の発行、被災者生活再建支援金の申請窓口などそれぞれの担当を確認の上、各市町村において実情にあった形式に整理し、掲載してください。

なお、持ち家がマンションの場合については、支援施策が災害の状況により異なるため、掲載をしていません。（参考2を参照）

【参考1】

建築基準法

第84条（被災市街地における建築制限）

特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から1月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

2 特定行政庁は、更に1月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

被災市街地復興特別措置法

第5条（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）

都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。

三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第10条の4第2項に定める事項のほか、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）及び第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとする。

3 前項の日は、第1項第1号の災害の発生した日から起算して2年以内の日としなければならない。

第7条（建築行為等の制限等）

被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

（号及び2項以下を省略）

【参考2】

阪神・淡路大震災でのマンション復興施策

○ 優良建築物等整備事業の拡充

優良建築物等整備事業（共同建築等を行う事業者に対し、その調査設計計画費、建築物除却費、共同施設整備費の一部を国及び地方公共団体が補助する事業）について、面積要件の緩和、補助率の引き上げ等が行われた。

○ 建替えに当たって建築基準法の各種許可制度の積極的適用の推進

総合設計制度による容積率の割増しについての弾力的取扱いをはじめとし、建築基準法の各種許可制度等の積極的な適用を推進した。

被災住宅再建の手引

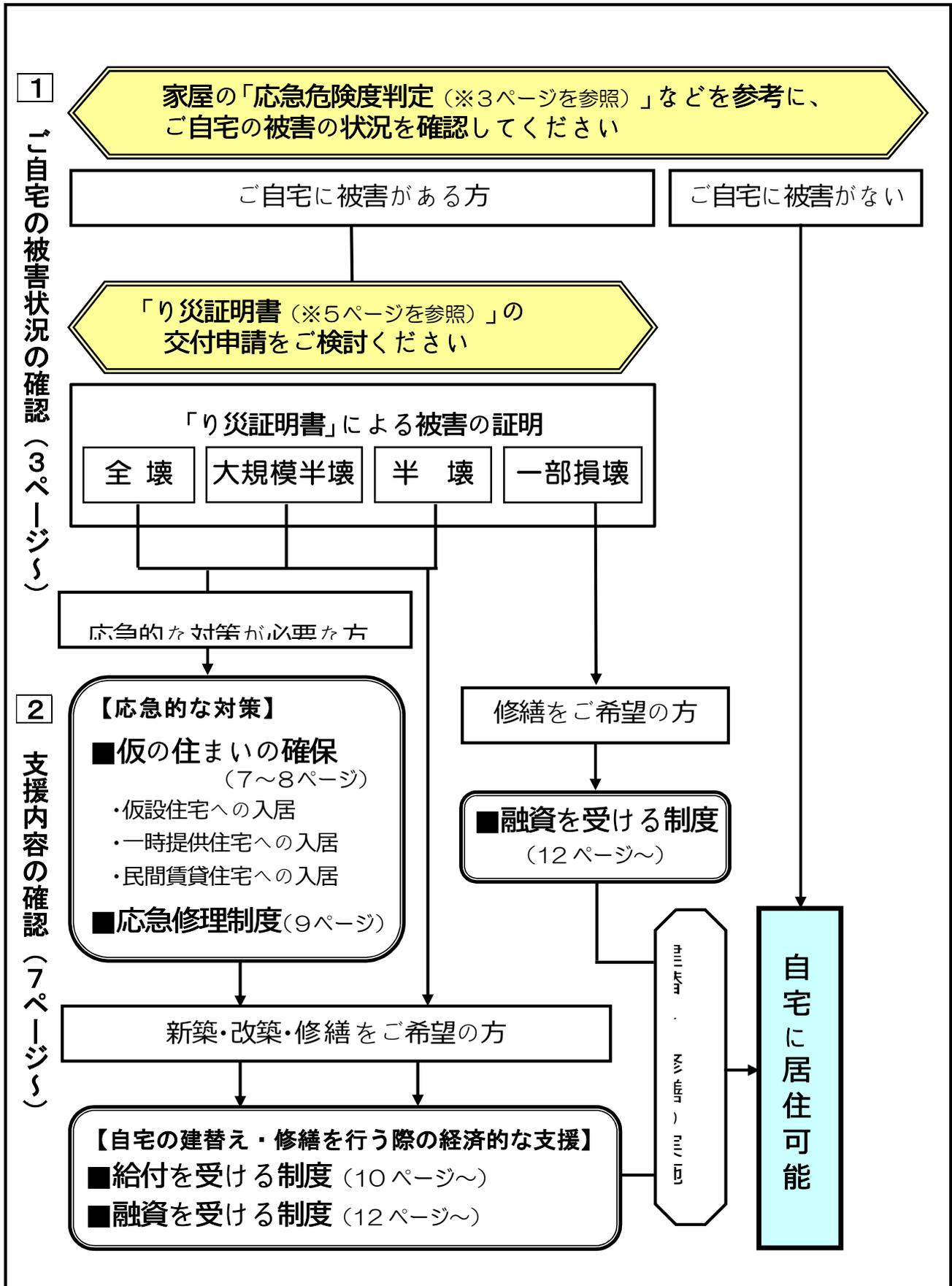
(案)

この手引は、被災された方ができるだけ早く本来の生活に戻っていただくために、どのようにして住宅を確保していくかお考えいただく際の参考にしていただけるように、住宅再建までの流れや各種支援制度についてまとめたものです。

今後の住宅の確保・再建に向けて、この手引をご活用ください。

 市街地が広範囲に被害を受けた場合には、法令等の制限により新たな住宅の建築行為が制限される場合がありますので、ご注意ください。

ご自宅の再建をお考えいただくための流れ図



※ 「全壊」は「全壊・全焼・全流出」、「半壊」は「半壊・半焼」を示します。

1 ご自宅の被害状況の確認

まず、ご自宅がどのような被害を受けているかを確認します。被害状況により、選択する住宅の再建方法や受けられる支援の内容は異なってきます。

家屋の応急危険度判定などを参考に、ご自宅の状況を確認し、り災証明の申請や被害の状況に応じた必要な支援の申請を行ってください。

⚠️ 注意：「応急危険度判定」と「り災証明」は異なります

家屋の応急危険度判定は、被害の程度を認定する「り災証明」のための調査とは調査の視点が異なります。

応急危険度判定で、「危険（赤紙）」「要注意（黄紙）」と判定されても、「り災証明」で「破損なし」とされることもあります。

(1) 応急危険度判定について

余震などによる二次災害を防止し、住民の方や付近を通行する歩行者の安全の確保を図るため、応急危険度判定士が被災した建築物の被害の状況から余震等による倒壊の危険性等を調査し、応急的に判断するものです。

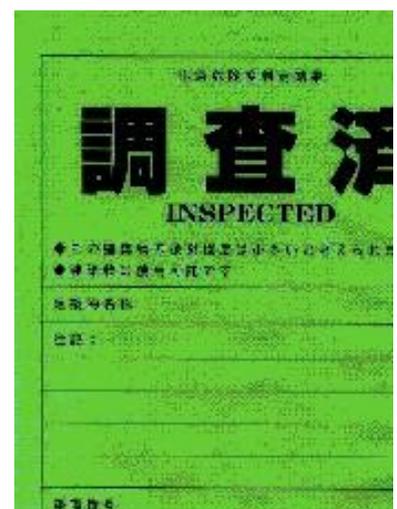
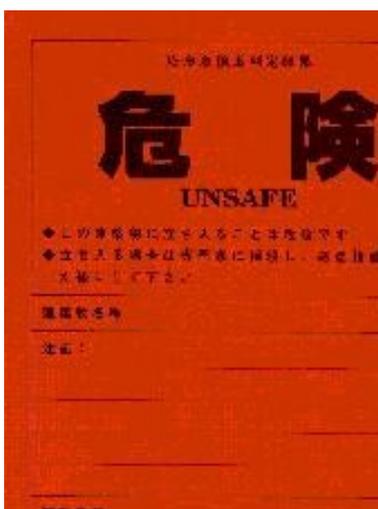
判定結果は、次のいずれかの判定ステッカー(色紙)により見やすい場所に表示してありますのでご確認ください。

【判定結果を示すステッカーの例】

・「危険（赤紙）」：この建築物に立ち入ることは危険です。

・「要注意（黄紙）」：この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい。

・「調査済（緑紙）」：建築物は使用可能です。



ア 「応急危険度判定」で、「危険(赤紙)」「要注意(黄紙)」のステッカーが貼られた場合

適切に補修を行うためには、建築士等の専門家による助言などが有効です。お近くの工務店、建築士事務所等にご相談ください。

なお「応急危険度判定」は、ご自宅は大丈夫でも隣家が崩壊する危険性がある場合や、建物自体に大きな損傷がなくても瓦や看板などが崩落する危険性がある場合も、「危険(赤紙)」が貼られていることがあります。このため、「危険(赤紙)」や「要注意(黄色)」のステッカーが貼られていても、修理が不要だったり、一定の修理を行えば、使用継続可能な場合もありますので、ステッカーの注記欄をご確認ください。

イ 「調査済(緑紙)」のステッカーが貼られた場合や判定されていない場合

基本的には、そのまま使用可能と考えられますが、万一、次のような状況がみられた場合は、お近くの工務店、建築士事務所等にご相談ください。

○ 危険または十分な注意が必要な状態の例

- 建築物が少し傾いている。
- 基礎が壊れている。
- 床、屋根に落ち込みや浮き上がりがある。
- 窓枠が著しくゆがみ、ひび割れている。または落下しそうである。
- 壁がはがれ落ちている。または大きな亀裂が入っている。
- 室内の壁や天井が大きくひび割れ、または、はがれ落ちている。
- 瓦が著しくずれている。

応急危険度判定の結果や住宅の建替え及び修繕に関して、専門家(建築士)による窓口(巡回)相談を行います(行っています)。

➤ 詳細は、 ページをご覧ください。

【手引き作成にあたっての留意事項】

◆ 窓口(巡回)相談について

本マニュアル第1部にあるように、発災後必要に応じ、(社)神奈川県建築士会や(独)住宅金融支援機構により、住宅再建に係る窓口相談等が実施されます。被災者の方には、その時点の相談業務実施状況を的確に周知するようにしてください。

(2) り災証明書について

り災証明書とは、地震や火災などで建物が受けた被害の程度（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」）を証明するものです。

これは、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資（住宅金融支援機構、商工融資等）の支援、保険等の支払いを受けるために必要な証明となります。

応急危険度判定の「調査済（緑紙）」や判定されていない家屋でも破損があれば、下記窓口にて「り災証明書」の交付申請を行ってください。

「り災証明書」は被害状況調査を行った結果に基づき発行されることとなりますので、発行時期については、別途ご確認ください。

なお、調査に入る前に被災された建築物を取り壊す場合や応急修理を行う場合等については、あらかじめ下記窓口にお知らせいただくとともに、被害の認定のため、被害状況の写真を撮っておいていただくことをお願いします。

「り災証明」交付申請受付窓口

〇〇市役所 〇〇課

所在地 〇〇〇・・・

電話番号 〇〇〇

手引き作成時に記入

【手引き作成にあたっての留意事項】

◆「り災証明書」と「被災証明書」について

市町村により、建物の被害の状況を証明する書類が「り災証明書」という表記である場合と、「被災証明書」という表記である場合があります。本手引きでは「り災証明書」に表記を統一しています。

参考：り災証明の被害認定基準

<p>住家全壊 (全焼・全流失)</p>	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家がその居住のための基本的な機能を喪失したもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ・住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの <hr/> <p>(具体の判定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの条件を満たすものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
<p>住家大規模半壊</p>	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの。 <hr/> <p>(具体の判定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家半壊の基準のうち、次のいずれかの条件を満たすものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・住家の損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
<p>住家半壊 (半焼)</p>	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの <hr/> <p>(具体の判定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの条件を満たすものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・住家の損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

出典：

- ・平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について」
- ・平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」
- ・被災者生活再建支援法施行令

2 支援内容の確認

ここでは、住宅の確保・再建に関係する各種支援制度を紹介しています。ご自宅の被災状況を踏まえて、どのような支援を受けられるかをご確認ください。

注意：実際に受けられる支援

ここで紹介しているのは、今回の災害で適用可能な支援制度の概要です。実際に支援を受ける際には、詳細な審査が必要になりますので、各相談窓口で支援が受けられるかどうか、ご確認ください。

【応急的な対策】

■ 仮の住まいの確保

支援の名称	応急仮設住宅への入居（災害救助法）
支援の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力で住宅を得ることができない世帯。 ○ 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない世帯と同等にみなす必要がある場合で、自らの資力で住宅を得ることができない世帯。
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅が全壊するなどの被害を受けられた方に、応急仮設住宅（プレハブ建築物、借上げ民間賃貸住宅）を提供します。 ○ ただし、補修をすれば住むことができるような場合は、対象になりません。 <p><入居条件>（プレハブ住宅の場合。借上げ民間賃貸住宅の場合は条件が異なる場合があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可期間：原則2年以内 ・ 使用料：免除 ・ 連帯保証人：免除（緊急連絡先の登録は必要） ・ 共益費：入居者負担 ・ 光熱費：入居者負担
問い合わせ先	建設箇所について：神奈川県県土整備部住宅課 045-210-6539 入居の手続きについて：各市町村担当窓口

支援の名称	公営住宅等一時提供住宅への入居
支援の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力で住宅を得ることができない世帯 ○ 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない世帯と同等にみなす必要がある場合で、自らの資力で住宅を得ることができない世帯。
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅が全壊するなどの被害を受けられた方に、公営住宅等の公的賃貸住宅を一時的に提供します。 ○ ただし、補修をすれば住むことができるような場合は対象になりません。 <p><入居条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可期間：原則6か月以内（状況に応じて最長2年まで更新できます。） ・ 使用料：免除 ・ 敷金：免除 ・ 退去修繕：免除 ・ 連帯保証人：免除（緊急連絡先の登録は必要です） ・ 共益費：入居者負担 ・ 光熱費：入居者負担 ・ 駐車場使用料：原則免除（入居する事業主体によって取扱いは異なります）
問い合わせ先	対象住宅の情報提供について：神奈川県県土整備部住宅課 045-210-6539 入居の手続きについて：各市町村担当窓口

支援の名称	民間賃貸住宅への入居
支援の内容	社団法人神奈川県宅地建物取引業協会と県との協定に基づき、協会の会員から提供された空き家情報の提供を行っています。各市町村の窓口で閲覧できます。
問い合わせ先	対象住宅の情報提供について：神奈川県県土整備部住宅課 045-210-6539 閲覧について：各市町村担当窓口

■ 応急修理制度

支援の名称	住宅応急修理制度（災害救助法）
支援の対象	<p>ア 次の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現実に居住している住宅が半壊・半焼の被害を受けたこと ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること ③ <u>応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと</u> <p>イ 自らの資力では応急修理をすることができない方（世帯）</p>
支援の内容	<p>○ 日常生活に必要な最小限度の部分（居室、台所、便所等）の応急修理を、県または市町村が被災者の方に代わって直接工事を発注し、行います。</p> <p>〔応急修理の工事例〕</p> <p>壊れた屋根の補修、傾いた柱の家起こし、破損した柱梁等の構造部材の取替、壊れた床の補修、壊れた外壁の補修、壊れた基礎の補修、壊れた戸、窓の補修等</p> <p>○ 災害での被害と直接関係ある修理のみが対象です。</p> <p>○ 1世帯あたりの修理範囲は50万円以内です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含みます。 ・ 工事費用の一部に充当するのではなく、50万円以内で独立した工事を行うこととなります。 <p>○ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも、住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、1世帯あたりの上限額である50万円以内となります。</p>
問い合わせ先	修理の申込み：県又は各市町村担当窓口

【手引き作成にあたっての留意事項】

◆住宅の応急修理に係る事務の県と市町村の役割分担

住宅の応急修理に係る事務の県と市町村の役割分担については、発災後、県と市町村との協議により決定することとなります。

【自宅の建替え・修繕を行う際の経済的な支援】

■ 給付を受ける制度

支援の名称	被災者生活再建支援金支給制度																																																														
支援の対象	災害救助法が適用される等の自然災害により、 ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																																																														
支援の内容	《世帯人員が2人以上の世帯の場合》 (単位：万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世帯 支援の対象の ①、②、③</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補 修</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模 半壊世帯 支援の対象の④</td> <td>建設・購入</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補 修</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> 《世帯人員が1人の世帯の場合》 (単位：万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世帯 支援の対象の ①、②、③</td> <td>建設・購入</td> <td>75</td> <td>150</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補 修</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>75</td> <td>37.5</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模 半壊世帯 支援の対象の④</td> <td>建設・購入</td> <td>37.5</td> <td>150</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td>補 修</td> <td>37.5</td> <td>75</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>37.5</td> <td>37.5</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> ※ 基礎支援金は、住宅の被害程度に応じて支給される支援金です。 加算支援金は、住宅の再建方法に応じて支給する支援金です。 申請される方は、どの方法で住宅の再建を図るかを決め、それに応じて支援金を申請することになりますが、実際には、被災直後は一時的にアパートを借り、その後諸般の事情を考慮されて住宅を新築するか購入するか、また、被災家屋を修繕して引き続き住むことにするかを決められるケースも多いと思われます。このような事情も考慮し、これら3つの選択肢のうち、2つ以上該当する場合は、基礎支援金にいずれか支援金額の高いほうの加算金を加えることとなっています。	区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計	全壊世帯 支援の対象の ①、②、③	建設・購入	100	200	300	補 修	100	100	200	賃借(公営住宅以外)	100	50	150	大規模 半壊世帯 支援の対象の④	建設・購入	50	200	250	補 修	50	100	150	賃借(公営住宅以外)	50	50	100	区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計	全壊世帯 支援の対象の ①、②、③	建設・購入	75	150	225	補 修	75	75	150	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5	大規模 半壊世帯 支援の対象の④	建設・購入	37.5	150	187.5	補 修	37.5	75	112.5	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計																																																											
全壊世帯 支援の対象の ①、②、③	建設・購入	100	200	300																																																											
	補 修	100	100	200																																																											
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150																																																											
大規模 半壊世帯 支援の対象の④	建設・購入	50	200	250																																																											
	補 修	50	100	150																																																											
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100																																																											
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計																																																											
全壊世帯 支援の対象の ①、②、③	建設・購入	75	150	225																																																											
	補 修	75	75	150																																																											
	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5																																																											
大規模 半壊世帯 支援の対象の④	建設・購入	37.5	150	187.5																																																											
	補 修	37.5	75	112.5																																																											
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75																																																											

--	--

■ 融資を受ける制度（返済が必要です）

支援の名称	災害復興住宅融資（建設）																											
お申込み いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者の方で、所有する住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方 <ul style="list-style-type: none"> ※ 被災された住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人または居住者の方も申し込むことができます。 ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となります。 ○ ご自分が居住するために住宅を建設される方 <ul style="list-style-type: none"> ※ 被災者の方に貸すために建設する場合も対象になります。（ただし、連帯保証人が必要となります。） ○ 年収に占めるすべてのお借り入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）について、住宅金融支援機構が定める基準を満たしている方 ○ 日本国籍の方又は住宅金融支援機構が定める外国籍の方 																											
融資の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融資を受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ○ 融資対象となる住宅については、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ○ 融資限度額及び最長返済期間は次表のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額(注1)</th> <th>最長返済期間(注3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本融資</td> <td>耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>1,400万円</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特例加算（一般分）（注1）</td> <td>450万円</td> <td rowspan="3">併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土地取得費（注2）</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">整地費（注2）</td> <td>380万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）基本融資額と特例加算（一般）の合計額は住宅の建設費が限度です。 （注2）土地取得費及び整地費はそれぞれの所要額が限度です。 （注3）申込時の借入申込者の年齢によっては、最長返済期間が短くなる場合があります。 ※ 金利については、住宅金融支援機構（ホームページ http://www.jhf.go.jp）でご確認ください。</p>		構造等	融資限度額(注1)	最長返済期間(注3)	基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年	準耐火住宅	1,460万円	35年	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	特例加算（一般分）（注1）		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間です。	土地取得費（注2）		970万円	整地費（注2）		380万円
	構造等	融資限度額(注1)	最長返済期間(注3)																									
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年																									
	準耐火住宅	1,460万円	35年																									
	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年																									
	木造住宅（一般）	1,400万円	25年																									
特例加算（一般分）（注1）		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間です。																									
土地取得費（注2）		970万円																										
整地費（注2）		380万円																										
問い合わせ先	申込みについて：住宅金融支援機構お客様コールセンター 0570-0860-35																											

災害復興住宅融資や住宅金融支援機構による住宅の融資に係る返済等について住宅金融支援機構職員による窓口相談を行います（行っています）。

➤ 詳細は、_____ページをご覧ください。

支援の名称	災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）																																																
お申込みいただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者の方で、所有する住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方 <ul style="list-style-type: none"> ※ 被災された住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人または居住者の方も申し込むことができます。 ※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となります。 ○ ご自分が居住するために住宅を購入される方 <ul style="list-style-type: none"> ※ 被災者の方に貸すために購入する場合も対象となります。（ただし、連帯保証人が必要となります。） ○ 年収に占めるすべてのお借り入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）について、住宅金融支援機構が定める基準を満たしている方 ○ 日本国籍の方又は住宅金融支援機構が定める外国籍の方 																																																
融資の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融資を受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合、40㎡）以上175㎡以下の住宅です。 ○ 融資対象となる住宅については、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ○ 融資限度額は次表のとおりです。 <table border="1" data-bbox="418 1064 1428 1339" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">新築住宅購入資金の融資限度額（注1）</th> <th colspan="4">リ・ユース住宅購入資金の融資限度額（注1）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">住宅の構造</th> <th colspan="2">購入資金</th> <th rowspan="2">特例加算 （一般分）</th> <th rowspan="2">住宅の構造</th> <th colspan="2">購入資金</th> <th rowspan="2">特例加算 （一般分）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち 土地取得 資金</th> <th>リ・ユース住宅 リ・ユースマンション</th> <th>リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション</th> <th>うち 土地取得 資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火・準耐火・木造（耐久性）</td> <td>2,430</td> <td>970</td> <td rowspan="2">450</td> <td>耐火・準耐火・木造（耐久性）</td> <td>2,130</td> <td>2,430</td> <td rowspan="2">970</td> </tr> <tr> <td>木造（一般）</td> <td>2,370</td> <td></td> <td>木造（一般）</td> <td>1,920</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">（注1）購入資金（土地取得資金を含みます。）、特別加算（一般分）の合計額は、購入額が上限となります。</p> ○ 最長返済期間は次表のとおりです。 <table border="1" data-bbox="418 1482 1407 1675" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>最長返済期間（注2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新築住宅購入資金</td> <td>木造（一般）</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>耐火・準耐火・木造（耐久性）</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リ・ユース住宅購入資金</td> <td>リ・ユース住宅、リ・ユースマンション</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">（注2）申込時の借入申込者の年齢によっては、最長返済期間が短くなる場合があります。</p> <p>※ 金利については、住宅金融支援機構（ホームページ http://www.jhf.go.jp）でご確認ください。</p> <p>※ リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンションとは、リ・ユース住宅、リ・ユースマンションの基準をみたすもののうち住宅金融支援機構が定めた基準を満たしているものです。詳細な基準は、住宅金融支援機構にご確認ください。</p>	新築住宅購入資金の融資限度額（注1）				リ・ユース住宅購入資金の融資限度額（注1）				住宅の構造	購入資金		特例加算 （一般分）	住宅の構造	購入資金		特例加算 （一般分）		うち 土地取得 資金	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	うち 土地取得 資金	耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,430	970	450	耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,130	2,430	970	木造（一般）	2,370		木造（一般）	1,920			種別	最長返済期間（注2）	新築住宅購入資金	木造（一般）	25年	耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年	リ・ユース住宅購入資金	リ・ユース住宅、リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション	35年
新築住宅購入資金の融資限度額（注1）				リ・ユース住宅購入資金の融資限度額（注1）																																													
住宅の構造	購入資金		特例加算 （一般分）	住宅の構造	購入資金		特例加算 （一般分）																																										
		うち 土地取得 資金			リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション		うち 土地取得 資金																																									
耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,430	970	450	耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,130	2,430	970																																										
木造（一般）	2,370			木造（一般）	1,920																																												
	種別	最長返済期間（注2）																																															
新築住宅購入資金	木造（一般）	25年																																															
	耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年																																															
リ・ユース住宅購入資金	リ・ユース住宅、リ・ユースマンション	25年																																															
	リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション	35年																																															
問い合わせ先	申込みについて：住宅金融支援機構お客様コールセンター 0570-0860-35																																																

支援の名称	災害復興住宅融資（補修）																					
お申込みいただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者の方で、所有する住宅について被害を受けた旨の「り災証明書」の発行を受けた方（住宅に10万円以上の被害を受けていることが必要です。） ※ 被災された住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人または居住者の方も申し込むことができます。 ○ ご自分が居住するために住宅を補修する方 ○ 年収に占めるすべてのお借り入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）について、機構が定める基準を満たしている方 ○ 日本国籍の方又は住宅金融支援機構が定める外国籍の方 																					
融資の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融資対象となる住宅については、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ○ 融資限度額及び最長返済期間は次表のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額（注1）</th> <th>最長返済期間（注2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">補修資金</td> <td>耐火住宅</td> <td>640万円</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>640万円</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅</td> <td>590万円</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td></td> <td>380万円</td> <td rowspan="2">併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> <td></td> <td>380万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）補修資金、整地資金、引方移転資金は、それぞれ当該所要額が限度となります。 （注2）申込時の借入申込者の年齢によっては、最長返済期間が短くなる場合があります。</p> <p>※ 金利については、住宅金融支援機構（ホームページ http://www.jhf.go.jp）でご確認ください。</p>		構造等	融資限度額（注1）	最長返済期間（注2）	補修資金	耐火住宅	640万円	20年	準耐火住宅	640万円	20年	木造住宅	590万円	20年	整地資金		380万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間です。	引方移転資金		380万円
	構造等	融資限度額（注1）	最長返済期間（注2）																			
補修資金	耐火住宅	640万円	20年																			
	準耐火住宅	640万円	20年																			
	木造住宅	590万円	20年																			
整地資金		380万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間です。																			
引方移転資金		380万円																				
問い合わせ先	申込みについて：住宅金融支援機構お客様コールセンター 0570-0860-35																					

支援の名称	生活福祉資金の福祉資金（住宅の補修等）								
支援の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。 ○ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。 								
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費を貸し付けます。 貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年</td> </tr> </tbody> </table>	貸付限度額	250万円以内	貸付利率	年3%	据置期間	6か月	償還期間	7年
貸付限度額	250万円以内								
貸付利率	年3%								
据置期間	6か月								
償還期間	7年								
問い合わせ先	各市区町村の社会福祉協議会								

支援の名称	宅地防災工事資金融資				
お申込みいただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、宅地について改善勧告又は改善命令を受けた方 ○ 年収に占めるすべてのお借り入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）について、機構が定める基準を満たしている方 ○ 日本国籍の方又は住宅金融支援機構が定める外国籍の方 ※ 勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申し込むことが必要です。 				
融資の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。 改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 ○ 融資限度額及び最長返済期間は次表のとおりです。 <table border="1" data-bbox="414 862 1364 952" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">融 資 限 度 額</td> <td style="padding: 2px;">1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">最長返済期間(注)</td> <td style="padding: 2px;">15年以内</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注)申込時の借入申込者の年齢によっては、最長返済期間が短くなる場合があります。</p> <p>※ 金利については、住宅金融支援機構（ホームページ http://www.jhf.go.jp）でご確認ください。</p>	融 資 限 度 額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額	最長返済期間(注)	15年以内
融 資 限 度 額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額				
最長返済期間(注)	15年以内				
問い合わせ先	申込みについて：住宅金融支援機構お客様コールセンター 0570-0860-35				

3 巡回相談・窓口相談の実施について

現在、下記により巡回相談及び窓口相談を実施しています。ご自宅の被災状況について、実際に専門家に確認してほしい、修繕や支援制度について相談したい、という方は、それぞれの連絡先にお電話ください。

被災住宅再建に関する相談

○ 巡回相談

以下の地域で、応急危険度判定や住宅の建替え・修繕について、建築士による相談を行います。(行っています)

日時 : ○月○日～○月○日
相談実施地域 : △△地域
連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

○ 窓口相談

応急危険度判定や住宅の建替え・修繕について、建築士による相談や災害復興住宅融資や住宅金融支援機構による住宅の融資に係る返済等について住宅金融支援機構職員による相談を行います(行っています)。

相談の際には、相談する建物の写真や図面等をご持参ください。

日時 : ○月○日～○月○日
場所 : ○〇地域県政総合センター
連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

4 相談・問い合わせ先一覧

(1) 住宅再建の相談に係る窓口・問い合わせ先

◆市(町村)の窓口

担当課	電話 (代表又は直通)	F A X	郵便番号	住 所 メールアドレス
〇〇部 △△課 (応急危険度判定関係)(直通)	〇〇市..... abcdefg**@city.....jp
●●部 ▲▲課 (▲▲関係)(代表)	〇〇市..... Abefgsfd**@city.....jp

◆神奈川県 of 窓口

主 管 部 局	電話 (代表又は直通)	F A X	郵便番号	住 所 メールアドレス
県土整備部 住宅課	045-210-6557(直通)	045-210-8889	231-8588	横浜市中区日本大通1 minkan@pref.kanagawa.jp
●●部 ▲▲課 (▲▲関係)(代表)	231-8588	横浜市中区日本大通1@pref.kanagawa.jp
●●地域県政総合センター(代表)	231-.....	〇〇市.....@pref.kanagawa.jp

地域県政総合センターに住宅再建相談窓口が設置されている場合には、その連絡先を記載してください。

(2) 関係団体の連絡先

関係機関名	T E L	郵便番号	住 所 メールアドレス
(社)神奈川県建築士会	045-201-4858(代表)	231-0011	横浜市中区太田町2-22
(独)住宅金融支援機構首都圏支店	03-5800-9300(代表)	112-8671	東京都文京区後楽1-4-10
(社)プレハブ建築協会	03-3502-9451(代表)	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関3-3-2 kikaku@purekyo.or.jp
(社)神奈川県建設業協会	045-201-8451(代表)	231-0011	横浜市中区太田町2-22 shin-hp@shin-ken.or.jp

被災住宅再建の手引(案)

(社)神奈川県宅地建物取引業協会	045-633-3030(代表)	231-0013	横浜市中区住吉町6-76-3 ryuutuu@kanagawa-takken.or.jp
------------------	------------------	----------	---

被災住宅再建の手引(案)

《参考：地域県政総合センター、各市町村担当部局一覧》

主管部局	電話 (代表又は直通)	F A X	郵便番号	住 所
横須賀三浦地域 県政総合センター	046-823-0210(代表)	046-824-2459	238-0006	横須賀市日の出町2-9-19
県央地域 県政総合センター	046-224-1111(代表)	046-225-1743	243-0004	厚木市水引2-3-1
湘南地域 県政総合センター	0463-22-2711(代表)	0463-23-0599	254-0073	平塚市西八幡1-3-1
足柄上地域 県政総合センター	0465-83-5111(代表)	0465-83-4591	258-0021	足柄上郡開成町吉田島2489-2
西湘地域 県政総合センター	0465-32-8000(代表)	0465-32-8111	250-0042	小田原市荻窪350-1

市町村名	主管部局	電話 (代表又は直通)	F A X	郵便番号	住 所・メールアドレス
横浜市	まちづくり調整局 住宅部住宅計画課	045-671-3975(直通)	045-641-2756	231-0017	中区相生町3-56-1 ma-jutaku@city.yokohama.jp
川崎市	まちづくり局 市街地開発部 住宅整備課	044-200-2997(直通)	044-200-3970	210-8577	川崎市川崎区宮本町1 50zyusei@city.kawasaki.jp
横須賀市	都市部 住宅政策課	046-822-9451(直通)	046-822-8243	238-8550	横須賀市小川町11 ho-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp
平塚市	まちづくり事業部 建築住宅課	0463-23-1111(代表) 内線 2499	0463-23-9467	254-8686	平塚市浅間町9-1 kenchiku@city.hiratsuka.kanagawa.jp
鎌倉市	都市整備部 建築住宅課	0467-61-3681(直通)	0467-24-5931	248-8686	鎌倉市御成町18-10 jyutaku@city.kamakura.kanagawa.jp
藤沢市	計画建築部 住宅課	0466-50-3541(直通)	0466-29-1353	251-8601	藤沢市朝日町1-1 jutaku@city.fujisawa.kanagawa.jp
小田原市	建設部 建築課	0465-33-1556(直通)	0465-33-1565	250-8555	小田原市荻窪300 kenchiku@city.odawara.kanagawa.jp
茅ヶ崎市	都市部 建築指導課	0467-82-1111(代表) 内線 2513	0467-57-8377	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp
逗子市	都市整備部 土木管理課	046-872-8125(直通)	046-873-4520	249-8686	逗子市逗子5-2-16 doboku@city.zushi.kanagawa.jp
相模原市	都市建設局 まちづくり計画部 建築指導課	042-769-8252(直通)	042-753-9413	229-8611	相模原市中央2-11-15 ke-shidou@city.sagamihara.kanagawa.jp
三浦市	行政管理部 財産管理課	046-882-1111(代表)	046-882-1161	238-0298	三浦市城山町1-1 gyouseikanri0401@city.miura.kanagawa.jp
秦野市	建設部 建築住宅課	0463-82-9642(直通)	0463-84-4990	257-8501	秦野市桜町1-3-2 kentiku@city.hadano.kanagawa.jp
厚木市	都市部 住宅政策課	046-225-2328(直通)	046-224-0621	243-8511	厚木市中町3-17-17 5550@city.atsugi.kanagawa.jp
大和市	都市部 建築指導課	046-260-5422(直通)	046-264-6105	242-8601	大和市下鶴間1-1-1 k-shido@city.yamato.lg.jp

被災住宅再建の手引(案)

市町村名	主管部局	電話 (代表又は直通)	F A X	郵便番号	住 所・メールアドレス
伊勢原市	都市部 建築指導課	0463-94-4711(代表) 内線 2234	0463-95-7614	259-1188	伊勢原市田中348 kenchiku@isehara-city.jp
海老名市	まちづくり部 都市整備課	046-235-9606(直通)	046-233-9118	243-0492	海老名市勝瀬175-1 toshiseibi@city.ebina.kanagawa.jp
座間市	都市部 建築・住宅課	046-252-7396(直通)	046-255-3550	228-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1 kentiku@city.zama.kanagawa.jp
南足柄市	都市整備部 建築住宅課	0465-73-8058(直通)	0465-70-1077	250-0192	南足柄市関本440 toshiseibibu@city.minamishigara.kanagawa.jp
綾瀬市	建設部 建築課	0467-77-1111(代表) 内線 2222	0467-70-5704	252-1192	綾瀬市早川550 su1530@city.ayase.kanagawa.jp
葉山町	都市経済部 都市計画課	046-876-1111(代表) 内線 354	046-876-1717	240-0192	葉山町堀内2135 tosikei@town.hayama.lg.jp
寒川町	都市建設部 都市計画課	0467-74-1111(代表) 内線 273	0467-74-2833	253-0196	寒川町宮山165 toshikei2@town.samukawa.kanagawa.jp
大磯町	町民福祉部 防災対策担当	0463-61-4100(代表) 内線 269	0463-61-1991	255-8555	大磯町東小磯183 bosai@town.oiso.kanagawa.jp
二宮町	建設部 都市整備課	0463-71-3311(代表)	0463-73-0134	259-0196	二宮町二宮961 toshi@town.ninomiya.kanagawa.jp
中井町	福祉介護課	0465-81-5548(直通)	0465-81-4676	259-0197	中井町比奈窪56 fukushi-kaigo@town.nakai.kanagawa.jp
大井町	防災安全室	0465-85-5002(直通)	0465-82-9965	258-8501	大井町金子1964-1 bousai@town.oi.kanagawa.jp
松田町	建設課	0465-84-1332(直通)	0465-83-5031	258-8585	松田町松田惣領2037 kensetu@town.matsuda.kanagawa.jp
山北町	都市整備課	0465-75-3647(直通)	0465-75-3661	258-0195	山北町山北1301-4 toshi@town.yamakita.kanagawa.jp
開成町	まちづくり部 街づくり推進課	0465-84-0321(直通)	0465-82-5234	258-8502	開成町延沢773 matika@town.kaisei.kanagawa.jp
箱根町	福祉部 健康福祉課	0460-85-7790(直通)	0460-85-8124	250-0401	箱根町宮城野881-1 fukushi@town.hakone.kanagawa.jp
真鶴町	環境防災課	0465-68-1131(代表) 内線 341	0465-68-5119	259-0202	真鶴町岩244-1 koutsu@town-manazuru.jp
湯河原町	環境都市部 都市計画課	0465-63-2111(代表) 内線 531	0465-64-1401	259-0392	湯河原町中央2-2-1 toshikei@town.yugawara.kanagawa.jp
愛川町	建設部 都市施設課	046-285-2111(代表) 内線 3447	046-286-4588	243-0392	愛川町角田251-1 toshi@town.aikawa.kanagawa.jp
清川村	建設経済部 まちづくり課	046-288-3862(直通)	046-288-1909	243-0195	清川村煤ヶ谷2216 machidukuri@town.kiyokawa.kanagawa.jp